

# 兵庫県薬局等許可審査基準及び指導基準

令和7年4月1日

兵庫県保健医療部薬務課

## 目 次

第1 目的 第2 定義 第3 薬局 第4 店舗販売業 第5 配置販売業 第6 配置従事者身分証明書 第7 卸売販売業 第8 既存配置販売業 第9 特例販売業 第10 高度管理医療機器等販売業及び貸与業 第11 再生医療等製品販売業 第12 地域連携薬局 第13 専門医療機関連携薬局	1 1 4 30 44 50 51 64 67 69 79 84 96	別添1 兵庫県における薬局業務運営ガイドライン 別添2 卸売販売業における管理者の兼務許可取扱要領 別添3 高度管理医療機器等販売業・貸与業における管理者の兼務許可取扱要領	106 112 121
---	---	--	-------------------

# 薬局等許可審査基準及び指導基準

## 第1 目的

この基準は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく薬局等の許可に係る審査基準及び指導基準について定め、申請者の便に供するとともに、薬局等の許可事務における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

1 法令の定め	法令の規定のほか、その解釈を含む。
2 審査基準	行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
3 指導基準	行政手続法第38条及び兵庫県行政手続条例（平成7年7月18日条例第22号）第4章の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

## < 凡例 >

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号) 第〇〇条	・・・ 法第〇〇条
医薬品医療機器等法施行令(昭和36年政令第11号) 第〇〇条	・・・ 令第〇〇条
医薬品医療機器等法施行規則(昭和36年厚生省令第1号) 第〇〇条	・・・ 規則第〇〇条
薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号) 第〇〇条	・・・ 構規第〇〇条
薬局並びに店舗販売業及び配置販売の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号) 第〇〇条	・・・ 体制省令第〇〇条

## 附 則

- 1 本基準は、平成 15 年 7 月 9 日から適用する。
- 2 「薬局等構造設備指導要領」(平成 5 年 8 月 5 日付け薬第 337 号) は、これを廃止する。
- 3 本基準施行日以前に許可を受けた者に対しては、当分の間、従前の例によるが、順次、本基準に適合するよう指導していくものとする。

## 改訂記録

- 1 平成 16 年 4 月 1 日一部改正  
(平成 16 年 3 月 18 日付け薬第 2101 号「配置従事者身分証明書交付申請における添付書類の簡素化について」健康生活部長通知)
- 2 平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
(平成 17 年 4 月 1 日改正薬事法施行)
- 3 平成 18 年 4 月 1 日一部改正  
(平成 18 年 4 月 1 日改正薬事法施行規則施行)
- 4 平成 19 年 3 月 8 日一部改正  
(平成 18 年 5 月 25 日付け薬食総発第 0525002 号「「法人の薬局等の業務を行う役員の範囲について」の一部改正について」厚生労働省医薬食品局総務課長通知)  
(平成 18 年 10 月 2 日付け薬第 1675 号「医薬品の販売先等変更許可に係る販売先及び販売品目について」健康生活部健康局長通知)
- 5 平成 21 年 6 月 1 日一部改正  
(平成 21 年 6 月 1 日改正薬事法施行)
- 6 平成 25 年 3 月 26 日一部改正  
(平成 24 年 6 月 1 日改正薬事法全面施行等)
- 7 平成 26 年 6 月 12 日一部改正  
(平成 26 年 6 月 12 日改正薬事法施行)
- 8 平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
(平成 26 年 11 月 25 日改正薬事法施行)
- 9 令和 2 年 1 月 30 日一部改正  
(平成 30 年 1 月 31 日改正医薬品医療機器等法施行)

10 令和3年7月1日一部改正  
(令和3年8月1日改正医薬品医療機器等法施行)

11 令和7年4月1日一部改正  
(令和3年8月1日改正医薬品医療機器等法施行)

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構造設備					
法 構規	5 1	1	<p>(1号) 薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、薬局開設の許可を与えないことができる。</p> <p>薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることがその外観から明らかであること。</p> <p>(2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。</p> <p>(3) 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その薬局が販売・授与の対象としている者が容易に出入りできる構造であること。 容易に出入りができる構造であるとは、薬局への出入りのための手続に十数分もかかるものであってはならないこと。</li> <li>&lt;認められない薬局&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬局である旨が外観から判別できない薬局</li> <li>② 通常人が立ち寄らないような場所に敢えて開設した薬局</li> <li>③ 実店舗での対面による販売を明らかに想定していないような薬局 (H26.3.10薬食発0310第1号)</li> </ul> </li> <li>○ 調剤室は、換気扇又は空調設備等を設置するなど強制換気が可能であること。(それ以外の場所では、換気が十分であること。)</li> <li>○ 常時居住する場所及び不潔な場所との区別は、床面より天井に達する扉、引戸、壁又はガラスであること。 従って、カーテン、ブラインド、アコードオノカーテン等は認められないこと。 ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</li> <li>○ デパート、スーパー等の一部に薬局を開設する場合で、他の売場と隔壁等により区画できいない場合は、床面の色を変えたり、テープ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看板を設置する等により、薬局であることが明確に分かるようにすること。</li> <li>○ 天井、側壁及び床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるもので、容易に清掃が行え、ほこり等が付着しにくいものであること。</li> <li>○ 他の売場と営業時間が異なる等の場合、医薬品を通常陳列し又は交付する場所を閉鎖していることが容易にわかる設備があること。</li> </ul>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>による区分をするとともに、パネル（看板）等により他の売場との区分が明確になされていること。</p> <p>なお、この区分により当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所とは区別されているものとみなすこと。</p> <p>○ 調剤室（薬局製剤製造業の許可に係る薬局にあっては調剤試験室。以下同じ。）及び医薬品販売場所（待合室を含む。）は、原則として同一階層に連続して設置すること。</p> <p>ただし、調剤室、待合室等薬局の構造設備</p>	<p>具体的には、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等であること。</p> <p>可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことのできないような措置を採ること。</p> <p>○ 薬局への入口は、他の売場等を通らずに進行する構造であること。ただし、併設する店舗販売業の店舗出入口から店舗内を通り抜けて出入りする場合を除く。</p> <p>○ 薬局が他の売り場等への通路とならないこと。</p> <p>○ 許可薬局内にレジを設けること。</p> <p>○ 金銭の授受、処方箋の管理及び更衣等を行うスペースを調剤室の外に確保すること。</p> <p>○ 薬局の付帯設備として、次の設備を設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 待合室</li> <li>② 医薬品の貯蔵設備、陳列設備等</li> </ol> <p>○ 薬局の付属設備として、次の設備を設けることが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 更衣室</li> <li>② 便所、手洗い設備</li> <li>③ 事務室、休憩室等</li> <li>④ 医薬品倉庫</li> </ol> <p>付属設備面積は薬局の面積には含まない。</p> <p>○ 複数階にわたる薬局にあっては、当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができるよう体制省令第1条第1項第2号に規定する薬剤師人数に加え、少なくとも1名以上の薬剤師を増員して配置すること。</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(4) 面積は、おおむね19.8平方メートル以上とし、薬局の業務を適切に行うことができるものであること。</p>	<p>の一部を複数の階にわたって分置する場合にあって、その分置が適正なる調剤確保のうえで必要と認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合はこの限りでない。</p> <p>① 薬局の専用階段等によって患者等が通行できる構造であって、当該薬局の外部に出ることなく、他階にある当該薬局の構造設備に行くことができる等、薬局としての同一性、連続性があること。 この場合、ビルの共同階段やデパートなどの一区画に薬局がある場合の一般顧客用階段等は、当該薬局の専用階段とはみなさない。</p> <p>② 複数階にわたる場合の床面積は、通路、階段、エレベーター等の面積を除くこと。</p> <p>③ 複数の階にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されている場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて16.5平方メートル以上であること。</p> <p>④ 当該薬局において、常時、調剤等の実務に従事している薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができる。 (S50. 6. 2薬発第479号)</p> <p>○ 面積は19.8平方メートル以上とする。 無菌調剤室は、薬局面積として算定すること。 面積の算出は有効面積とし、内法により測定する。 床面からの高さが180センチに満たない部分は、薬局面積としては算定しないこと。</p>	

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(5) 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあっては60ルックス以上、調剤台の上にあっては120ルックス以上の明るさを有すること。</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。）、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、開店時間（営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいう。以下同じ。）のうち薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p>(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。</p> <p>(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。</p> <p>(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。</p> <p>(10) 次に定めるところに適合する調剤室を有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「開店時間」とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいい、実店舗が開店している時間を指す。</li> <li>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入することが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められないこと。</li> <li>○ 冷暗貯蔵のための設備は、遮光した冷蔵庫とする。</li> <li>○ 鍵のかかる貯蔵設備は、容易に移動できないものとし、堅固なものとする。</li> <li>○ 医薬品を貯蔵する場所を、特定の場所に限定することを求めているものであり、貯蔵設備を設ける区域が壁等で完全に区画されている必要はないこと。なお、医療機器等を医薬品と同一の貯蔵設備において貯蔵することは差し支えない。 (H29. 10. 5薬生発1005第1号)</li> <li>○ 調剤室は他の場所と間仕切りにより明確に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閉鎖する際は、医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販売又は授与はできない旨を掲示すること。</li> <li>○ 生物学的製剤等特に貯蔵温度の規定のある医薬品を取り扱う場合には、自記温度計を備える等、温度管理が十分行えるものであること。</li> <li>○ 貯蔵設備を設ける区域は、当該薬局の従業員のみが立ち入ることができる又は手に取ることができる場所に設けられていることが前提であることに鑑み、何らかの判別できる形で他の区域と区別されなければよく、ビニールテープ等で区別することでも差し支えないこと。 (H30. 1. 10事務連絡)</li> <li>○ 患者等の状況が把握できるように、壁面、扉</li> </ul>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>すること。</p> <p>イ 6.6平方メートル以上の面積を有すること。</p> <p>ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。</p> <p>ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。</p> <p>ニ 薬剤師不在時間（規則第1条第2項第</p>	<p>区画され「室」として独立していること。 なお、出入口及び窓は閉鎖することができるものであること。</p> <p>○ 調剤室が通路となる構造ではないこと。</p> <p>○ 調剤室は、有効に活用できる面積が6.6平方メートル以上あること。（無菌調剤室の面積は除く。）また、薬剤師数、備品等を考慮し、業務に支障のない広さであること。</p> <p>○ 天井、壁及び床は、ごみやほこりを生じにくく、清掃が容易に行え、調剤室内の衛生状態を確保出来るものであること。</p> <p>○ 必要な措置は、社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</p> <p>○ 閉鎖する方法としては、原則、施錠するこ</p>	<p>等の一部を透明なガラス等にすること。ただし、調剤室及び医薬品販売場所(待合室を含む。)が、同一階層に連続して設置されていない場合は、この限りでない。</p> <p>○ 間仕切りは、床面より天井に達する扉、引き戸、壁又はガラスであること。 ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>○ 給排水の設備及び熱源として、ガス、電気等の設備を有すること。</p> <p>○ 調剤室は、調剤する場所であるため、原則として調剤目的又は試験検査目的器具以外の物品を設置したり、持ち込んだりしないこと。 ただし、薬歴管理・相互作用検索用コンピュータ、処方箋受信用ファクシミリ、電話の設置は調剤に必要であれば可とする。 なお、薬歴管理簿（棚）は、調剤室外に設置すること。</p> <p>○ 薬剤師不在時間とは、開店時間のうち、当該</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>2号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。) がある薬局にあっては、閉鎖することができる構造であること。</p> <p>(10の2) 薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、次に定めるところに適合すること。</p> <p>イ 薬局製造販売医薬品を陳列するため必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。</p> <p>ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2一トル以内の範囲（以下「薬</p>	<p>ととし、施錠が困難な場合は、シャッター、パーティション等の構造設備により物理的に遮断され、社会通念上、薬剤師以外の者が進入することができないような措置であること。</p> <p>※ 無菌調剤室を設置し、無菌調剤室提供薬局として処方箋受付薬局と共同利用する場合は、以下の要件を満たすこと</p> <p>① 高度な無菌製剤処理を行うために薬局内に設置された、他と仕切られた専用の部屋であること。 無菌製剤処理を行うための設備であっても、他と仕切られた専用の部屋として設置されていない設備については、無菌調剤室とは認められないこと。</p> <p>② 無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌製剤処理を行う際に、常時ISO14644-1に規定するクラス7以上を担保できる設備であること。</p> <p>③ その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、機材等を十分備えていること。 (H24.8.22薬食発0822第2号)</p> <p>○ 「進入することができないような措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かす</p>	<p>薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間であり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められないこと。 (H29.9.26薬生発0926第10号)</p> <p>○ 無菌調剤室の設置に限らず、薬局において無菌製剤処理を行う場合は、別に定める「薬局に設置された無菌調剤室等に係る指導指針」に準拠すること。 (H26.3.31薬第2091号)</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>局製造販売医薬品陳列区画」という。)に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p>(11) 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 要指導医薬品を陳列するために必要な</p>	<p>ことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬局製造販売医薬品を販売等しない開店時間がある場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画を使用できない構造であること。ただし、鍵をかけた陳列設備に薬局製造販売医薬品を陳列している場合はこの限りでない。</li> <li>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入することが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閉鎖する際は、薬局製造販売医薬品の販売等を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入り口に薬剤師不在時の販売等はできない旨を掲示すること。</li> </ul>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>陳列設備を有すること。</p> <p>ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「要指導医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない営業時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p>（12）第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、次に定めるところに適合するも</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「進入することができないよう必要な措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</li> <li>○ 要指導医薬品を販売等しない開店時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を使用できない構造であること。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品を陳列している場合はこの限りでない。</li> <li>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入することが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められないこと。</li> </ul>	

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>のであること。</p> <p>イ 第1類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</p> <p>ロ 第1類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲(以下「第1類医薬品陳列区画」という。)に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、第1類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち第1類医薬品を販売し、又は授与しない営業時間がある場合には、第1類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「進入することができないよう必要な措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</li> <li>○ 第1類医薬品を販売等しない開店時間がある場合には、第1類医薬品陳列区画を使用できない構造であること。ただし、鍵をかけた陳列設備に第1類医薬品を陳列している場合はこの限りでない。</li> <li>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入することが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められないこと。</li> </ul>	

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(13) 次に定めるところに適合する法第9条の4第1項、第4項及び第5項、第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ 調剤室に近接する場所にあること。</p> <p>ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ハ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ニ 第1類医薬品を陳列する場合には、第1類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ホ 指定第2類医薬品（規則第1条第3項第5号に規定する指定第2類医薬品をいう。以下同じ。）を陳列する場合には、指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られて</p>	<p>○ 情報を提供し、及び指導を行うための設備は、相談カウンター等、薬剤師と購入者等が対面で情報提供を行うことができる通常動かすことのできないものであること。</p> <p>○ イ、ロ、ハ及びニの「近接する場所」とは、調剤された薬剤又は薬局医薬品及び要指導医薬品に係る指導及び情報提供若しくは第1類医薬品に係る情報提供に支障を生じない範囲内であること。</p> <p>○ 「指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること」とは、指定第2類医薬品を陳列する場所から情報提供設備の場所が7メートル以内の範囲にあること。  「指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置」とは、指定2類医薬品を陳列する場所から1.2メートル以内の範</p>	<p>○ 情報を提供し、及び指導を行うための設備には「医薬品相談コーナー」等の表示をし、購入者等が相談しやすい設備とすること。</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>いる場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 2以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。</p> <p>(14) 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。</p> <p>イ 液量器</p> <p>ロ 温度計（100度）</p> <p>ハ 水浴</p> <p>ニ 調剤台</p> <p>ホ 軟膏板</p> <p>ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒</p> <p>ト はかり（感量10mg及び100mgのもの）</p> <p>チ ビーカー</p> <p>リ ふるい器</p> <p>ヌ へら（金属製及び角製又はこれに類するもの）</p> <p>ル メスピペット</p> <p>ヲ メスフラスコ又はメスシリンドー</p> <p>ワ 薬匙（金属製及び角製又はこれに類するもの）</p> <p>カ ロート</p> <p>ヨ 調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって</p>	<p>罔に社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</p>	<p>○ 複数階にわたる薬局にあっては、当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができるよう体制省令第1条第1項第2号に規定する調剤に従事する薬剤師人数に加え、少なくとも1名以上の薬剤師を増員して配置すること。</p> <p>○ 液量器は小容量（50cc未満）及び中～高容量（50cc以上）のものを各1つ以上備えることが望ましい。 (H27.4.1薬食発0401第8号)</p> <p>○ 調剤台は、調剤を行うのに十分な大きさであること。</p> <p>○ はかり（感量10mg及び100mgのもの）は感量切り替え式の場合は、1台でよい。</p> <p>○ 調剤に必要な書籍</p> <p>① 日本薬局方及びその解説に関するもの</p> <p>② 薬事関係法規に関するもの</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>調製するものを含む。)</p> <p>(15) 令第10条ただし書に規定する許可（薬局製造販売医薬品の製造の許可）に係る薬局については、次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、試験検査台については、調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるとき、ニ、ホ、ト及びリに掲げる設備及び器具については、施行規則第12条第1項に規定する登録試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であって、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>イ 顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回析装置 ロ 試験検査台 ハ デシケーター ニ はかり（感量1mgのもの） ホ 薄層クロマトグラフ装置 ヘ 比重計又は振動式密度計 ト pH計 チ ブンゼンバーナー又はアルコールランプ リ 崩壊度試験器 ヌ 融点測定器 ル 試験検査に必要な書籍</p>	<p>③ 調剤技術に関するもの ④ 医薬品の添付文書に関するもの (S62. 6. 1薬発第462号) 磁気ディスクには、CD-ROM等が該当する。インターネット等により必要な資料が即時閲覧でき、また印刷できる場合はこの限りではない（オンライン時に即時閲覧できない状態である場合は、備えているとはいえない）。</p> <p>○ 薬局製剤製造業の許可に係る薬局における試験検査に必要な設備及び器具については、次のとおりとすること。 ① 試験検査台は、試験検査を行うのに十分な大きさであること。 ② 試験検査台は、試験に供さない場合には、調剤台として用いてもよいこと。</p> <p>○ ニ、ホ、ト、リについて 構造設備規則第1条第1項第15号ただし書きの規定により厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用する場合は試験検査設備設置免除申請書及び登録検査機関との契約書写しを薬局製剤製造業許可申請書に添付すること。</p> <p>○ 試験検査に必要な書籍 薬局製剤に関するもの</p>	<p>① 日本薬局方解説書、注釈書付き日本薬局方 ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法等関係法規等 ③ 調剤指針等 ④ 添付文書集等</p> <p>○ 試験検査台は作業の関係上、給排水設備に隣接させること。</p> <p>○ 試験に必要な試薬を貯蔵する場所は、調剤用医薬品との誤用を防止するような設備とし、かつ、「試薬」の文字を表示すること。</p> <p>○ 被検物質が非衛生的であるもの、又は試験工程において悪臭を発し、若しくは有毒ガスを発生するもの等を取り扱う場合には、別に試験検査室を設けること。 なお、この場合には、3.3平方メートル以上の面積を有し、構造的には、調剤室に準ずること。</p> <p>○ 薬局製剤業務指針等を備えること。 書籍は最新のものであることが望ましい。</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構規	1	2	<p>(16) 営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適正な監督を行うために必要な設備を備えていること。</p> <p>放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品をいう。以下同じ。）を取り扱う薬局は、前項に定めるものほか、次に定めるところに適合する貯蔵室を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること。</p> <p>(2) 主要構造部等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部並びに内部を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）が耐火構造（同法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であり、かつ、その開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸（第9条第1項第3号において「防火戸」という。）が設けられていること。ただし、放射性医薬品を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な監督を行う設備として次の物を備えること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 画像又は映像を県の求めに応じて直ちに電送できる設備の例               <ul style="list-style-type: none"> <li>① デジタルカメラ及びカメラで撮影した画像等を速やかに伝送できるメール機能を有するパソコン</li> <li>② カメラ機能及びメール機能を有するスマートフォン</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 画像又は映像を県の求めに応じて直ちに電送できる設備の例           <ul style="list-style-type: none"> <li>① デジタルカメラ及びカメラで撮影した画像等を速やかに伝送できるメール機能を有するパソコン</li> <li>② カメラ機能及びメール機能を有するスマートフォン</li> </ul> </li> </ul>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構規	1	3	<p>イ 貯蔵室内の人が常時立ちに入る場所において人が被爆するおそれのある放射線の線量 ロ 貯蔵室の境界における放射線の線量</p> <p>(4) 人が常時出入りする出入口は、1箇所であること。</p> <p>(5) 扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。</p> <p>(6) 別表に定めるところにより、標識が付されていること。</p> <p>(7) 放射性医薬品による汚染の広がりを防止するための設備又は器具が設けられていること。</p>		
構規	1	4	<p>放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の廃棄を行う薬局の廃棄設備の基準については、第9条第1項第4号の規定を準用する。この場合において、同号ニの(4)中「作業室、試験検査室」とあるのは「調剤室」と読み替えるものとする。</p> <p>放射性医薬品を密封された状態でのみ取り扱う薬局において、放射性医薬品の容器又は被包の表面の線量率が厚生労働大臣が定める線量率を超える場合には、次に定めるところに適合する調剤室を有しなければならない。</p> <p>(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に定めるところに適合すること。</p> <p>(2) 第2項第3号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。</p>		
構規	1	5	放射性医薬品を密封されていない状態で取り		

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構規	11	1	<p>扱う薬局の構造設備の基準については、第9条（第1項第3号及び第4号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「第6条及び第7条」とあるのは「第1条第1項、第2項及び第3項」と、同項第2号中「放射性医薬品に係る製品の作業所」とあるのは「放射性医薬品を取り扱う薬局内の放射性物質を取り扱う場所」と、同号ホ中「作業室及び試験検査室」とあるのは「調剤室」と読み替えるものとする。</p> <p>(薬局において医薬品を製造する場合の特例) 薬局において、混和、溶解等の簡単な物理的操作により製造することができる医薬品（注射剤を除く。）を、第1条第1項に規定する薬局の構造設備及び器具をもって製造することができ、その薬局の管理者がその製造に関し完全な管理をすることができる限度で、かつ、その薬局の業務の遂行に支障を生ずることのない限度の規模において製造する場合には、第6条の規定にかかわらず、第1条第1項に規定する基準をもって当該医薬品の製造所の構造設備の基準とする。</p>		
業務を行う体制					
法	5		(2号) その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあっては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定める基準に適合しないときは薬局開設の許可を与えないことができる。		
体制省令	1	1	薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。		

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(1) 薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。</p> <p>(2) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における1日平均取扱処方箋数（前年における総取扱処方箋数（前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。）を前年において業務を行った日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行った期間がないか、又は3箇月未満である場合においては、推定によるものとする。）を40で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1とする。）</p> <p>(3) 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務していること。</p>	<p>○ 調剤に従事する薬剤師の員数の算出方法は次に定めるところによるものとする。</p> <p>① 常勤薬剤師（原則として薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間の全てを勤務する者であるが、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満の場合は32時間以上勤務している者を常勤とする。）を1とする。</p> <p>② 非常勤薬剤師の員数は次のとおり計算すること。</p> <p>ア 1週間の勤務時間を定めている薬局については、開店時間中の勤務時間をその薬局で定めた1週間の勤務時間により除した数とする。</p> <p>イ 1週間の勤務時間を定めていない薬局については、32で除した数とする。</p> <p>ただし、薬局の開店時間が32時間未満の場合は、その薬局の開店時間で除した数とする。</p> <p>○ 「営業時間」とは、実店舗を開店し、販売等を行う時間及び実店舗を閉店し、特定販売（その薬局におけるその薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売等をいう。）のみを行う時間の両者を指すもの</p>	<p>○ 当該薬局の業務とは、例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常に薬剤師が不在となる時間は認められず、従来どおり、当該薬局における調剤応需体制を確保する必要があること。</p> <p>(H29. 9. 26薬生発0926第10号)</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(4) 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、當時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務していること。</p> <p>(5) 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第9条の4第4項、第36条の4第4項、第36条の6第4項又は第36条の10第5項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。</p> <p>(6) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（特定販売のみに従事する勤務時間数は除く）の総和が、当該薬局の開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(7) 1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間又は当該薬局の1日の開店時間の2分の1のうちいづれか短い時間を超えないこと。</p> <p>(8) 薬剤師不在時間内は、法第7条第1項又は第2項の規定による薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。</p> <p>(9) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じ</p>	<p>であり、注文のみを受け付ける時間は含まないこと。</p> <p>○ 規則第15条第2項に該当する登録販売者のみが勤務する時間がないこと。</p>	<p>○ 薬剤師不在時間内に一般従事者のみが勤務する場合は、一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖できる設備を備えること。 (H29.9.26 薬生第0926第10号)</p> <p>○ 患者等から調剤の求めがあつた場合、当該</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>た場合に近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることその他必要な措置を講じる体制を備えていること。</p> <p>(10) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、当該薬局において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数（特定販売のみに従事する勤務時間数は除く）の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(11) 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、当該薬局において要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（特定販売のみに従事する勤務時間数は除く）の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第1類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(12) 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>(13) 法第9条の4第1項、第4項及び第5項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その</p>		<p>薬局において勤務している従事者に、患者等に対し、薬剤師不在時間に係る掲示内容を説明させるとともに、患者等が適切に調剤を受けられるよう電話で連絡させ、必要な指示を受けさせること。</p> <p>○ 一般用医薬品の特定販売を行う薬局にあっては、その開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち深夜（午後10時から午前5時まで）以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上であること。 (H26.3.10薬食発0310第1号)</p> <p>○ (12)～(14)について 調剤の業務に係る医療の安全及び調剤された薬剤の情報提供その他の調剤業務に係る適正な管理及び医薬品（薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品）の情報提供及び指導、販売又は授与の業務に係る適正な管理（以下「業務の適正管理等」という。）を確保するための指針については、以下の事項を含むこと。</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
体制 省令	1	2	<p>他必要な措置が講じられていること。</p> <p>(14) 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、法第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに法第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵及び要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあっては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>前項第12号から14号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) 医薬品の使用に係る安全な管理（以下「医薬品の安全管理」という。）のための責任者の設置</p>	<p>① 薬局における業務の適正管理等を確保するための基本的考え方に関すること。</p> <p>② 従事者に対する研修の実施に関すること。 (特定販売を行う場合は、特定販売に関する研修が含まれていること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録販売者が従事している薬局においては、登録販売者に対する外部研修に関する規定を盛り込むこと。 (H24. 3. 26薬食総発0326第1号)</li> </ul> <p>③ その他講じるべき措置を盛り込むこと。</p> <p>④ （無菌調剤を取り扱う場合）施行規則第11条の8第2項の内容を盛り込むこと。</p> <p><b>【規則第11条の8第2項】</b> 無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者は、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師の行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、事前に、当該無菌調剤室を有する薬局の薬局開設者の協力を得て、指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>* 無菌調剤室：高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室（規則第11条の8第1項）</p> <p>○ 医薬品の安全使用のための責任者（以下「医薬品安全管理責任者」という。）は、医薬品に関する十分な知識を有する常勤薬剤師であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応に係る内容を盛り込むこと。</li> <li>○ 無菌調剤室提供薬局と処方箋受付薬局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等を事前に取り交わしておくこと。契約書等には、少なくとも以下の内容を含むものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 規則第11条の8第2項に規定する指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置について、その具体的な内容を定めておくこと。</li> <li>② 無菌調剤室を利用する処方箋受付薬局の薬剤師から処方箋受付薬局の薬局開設者及び無菌調剤室提供薬局の薬局開設者の双方に対し、無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故が発生した場合に、速やかに報告するための体制を定めておくこと。 (H24. 8. 22薬食発0822第2号)</li> </ul> </li> </ul>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(2) 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備</p> <p>(3) 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定</p> <p>(4) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>(5) 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>(6) 薬剤師不在時間がある薬局にあっては、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書に基づく業務の実施</p> <p>(7) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要な情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善の方策の実施</p>	<p>また、医薬品安全管理責任者が行うべきことを定めておくこと。</p> <p>○ 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書（以下、「手順書」という。）については、以下の事項を含むこと。            (⑦から⑪は薬剤師不在時間がある薬局のみ)            ① 薬局で取り扱う医薬品の購入に関する事項            ② 医薬品の管理に関する事項</p> <p>○ 医薬品の保管場所及び医薬品、医療機器等法等の法令により適切な管理が求められる医薬品（麻薬・向精神薬、覚醒剤原料、毒薬・劇薬、特定生物由来製品、要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品等）の管理方法等について記載すること。</p> <p>○ 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどの確認方法等について記載すること。</p> <p>○ 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱いについて記載すること。</p> <p>○ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法について記載すること。</p>	

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>③ 調剤の業務に関する事項及び医薬品の販売及び授与の業務に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品の譲渡の方法について記載すること。</li> <li>○ 分割販売を行う薬局にあっては、販売・授与する方法を記載すること。</li> <li>○ 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う場合には、調剤された薬剤が再度流通するところがないよう、外観から調剤済みと分かるような措置について記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中止、隔離、行政機関への報告等）を記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施について記載すること。</li> <li>○ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲を記載すること。 (H29. 10. 5薬生発1005第1号)</li> <li>○ 患者情報（薬剤の服用歴、医療機関の受診等）の収集、疑義照会方法、調剤方法、調剤器具・機器の保守・点検、処方箋や調剤薬の監査方法、患者に対する服薬指導方法等及び医薬品の販売及び授与の業務に関する事項（購入者等情報の収集、医薬品の選択、情報提供方法、記録の保存等）について記載すること。</li> <li>○ 薬局医薬品、要指導医薬品、第1類医薬品を販売等する場合には、登録販売者又は一般従事者が情報提供若しくは指導を行うことがな</li> </ul>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>④ 医薬品情報の取り扱いに関する事項</p> <p>⑤ 事故発生時の対応に関する事項</p> <p>⑥ 他施設（医療機関、薬局等）との連携に関する事項</p> <p>⑦ 調剤室の閉鎖に関する事項</p> <p>⑧ 薬剤師不在時間内の薬局における掲示に関する事項</p>	<p>いよう、登録販売者又は一般従事者から薬剤師への伝達の体制及びその方法について記載すること。</p> <p>○ 第2類医薬品、第3類医薬品を販売等する場合には、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者から薬剤師又は登録販売者への伝達の体制及びその方法について記載すること。</p> <p>○ 安全性・副作用情報の収集、管理、提供等（在宅患者への医薬品使用に関する事項を含む。）について記載すること。</p> <p>○ 事故事例の収集の範囲、事故後対応等について記載すること。</p> <p>○ 薬剤師不在時間内は、薬剤師以外の従事者が調剤室に立ち入ることがないよう、調剤室の閉鎖方法について記載すること。</p> <p>○ 薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が薬局医薬品を手に取らない旨を記載すること。</p> <p>○ 薬剤師不在時間に係る掲示の方法について記載すること。なお、掲示事項については、以下の内容を含むこと。</p> <p>① 調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨</p> <p>② 調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由</p> <p>③ 調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定期刻</p>

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>⑨ 薬剤師不在時間内の薬局の管理等に関する事項</p> <p>⑩ 薬剤師不在時間内の登録販売者による第2類・第3類医薬品の販売に関する事項</p> <p>⑪ 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の対応に関する事項</p> <p>⑫ 指針及び手順書の見直しに関する事項</p>	<p>○ 薬剤師不在時間における薬局の管理方法及び従事者との連絡体制等について記載すること。</p> <p>○ 登録販売者が薬局医薬品、要指導要医薬品及び第1類医薬品を販売することができないよう、薬剤師不在時間における第2類・第3類医薬品の販売体制及びその方法について記載すること。</p> <p>○ 薬剤師不在時間内に患者等から調剤の求めがあった場合の対応を記載すること (H29.9.26薬生発0926第10号)</p>

#### 人的要件

法	5	3	<p>申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは薬局開設の許可を与えないことができる。</p> <p>イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他の薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ その他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する</p>	
---	---	---	---	---	--

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
令	2		<p>者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ヘ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p> <p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</p> <p>(2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）</p> <p>(3) あへん法（昭和29年法律第71号）</p> <p>(4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）</p> <p>(5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）</p> <p>(6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）</p> <p>(7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）</p> <p>(8) 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）</p> <p>(9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）</p> <p>(10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）</p> <p>(11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）</p> <p>(12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）</p>	<p>る法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	
規則	8		法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び		

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			意思疎通を適切に行うことができない者とする。		

#### その他

法	6		<p>(名称の使用制限) 医薬品を取り扱う場所であって、法第4条第1項の許可を受けた薬局でないものには、薬局の名称を付してはならない。 ただし、厚生労働省令で定める場所については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬局の名称は、「薬局」の文字をつけること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の医療機関と同一と誤解されるような名称は避けること。 (H5.4.30薬発第408号)</li> </ul>
法	7	1	<p>(薬局の管理) 薬局開設者が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬局の管理者は、常勤であること。 (H21.5.8薬食発第0508003号)</li> <li>○ 薬局の管理者は、派遣社員でないこと。 (H11.11.30薬食発1331号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤者とは、次の条件に当てはまる者を言う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1週間の薬局の開店時間が32時間以上の場合は、薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間の全てを勤務し、かつ勤務時間が1週間あたり32時間以上である者。</li> <li>② 1週間の薬局の開店時間が32時間未満の場合は、薬局の開店時間の全てを勤務する者。</li> </ul> </li> </ul>
法	7	2	<p>薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理者は常時、その薬局を直接管理すること。 ただし、これができない場合には、薬局開設者は、管理者以外の調剤に従事する薬剤師のうちから代行者を指定してその薬局を実地に管理すること。 (H21.5.8薬食発第0508003号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代行者を指定した場合は、業務日誌等の記録によりその状況を確認するとともに、当該薬剤師にその状況を報告させること。 (H21.5.8薬食発第0508003号)</li> </ul>
法	7	3	<p>薬局の管理者は法第8条第1項及び第2項に規定する義務並びに同条第3項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなけれ</p>		

### 第3 薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法	7	4	<p>ばならない。</p> <p>薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ただし書の許可については、以下のとおり取り扱うこととする。           <p>次の他の薬事に関する実務に従事する場合は、許可を受けたものとみなす。</p> <p>ただし、薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障が生ずることがないと認められる場合であって、県内の施設に限るものとする。</p> <p>(1) 学校薬剤師（学校保健安全法）</p> <p>(2) 市、町、医師会等が開設する夜間・休日診療所等において、調剤業務に輪番で従事する場合</p> </li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬局製剤の販売名については、承認を取得する薬局ごとに異なる販売名にすること。 (H17.3.25付け薬食審査発第0325009号)</li> </ul>	
規則	15 条 の 16		<p>(薬剤師不在時間における掲示)</p> <p>薬剤師不在時間にかかる掲示は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。</p>		<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していなければならないこと等、その他薬局の業務運営については「兵庫県における薬局業務運営ガイドライン」（別添2）を行政指導及び薬局運営の指針とすること。</li> </ul>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構造設備					
法	26	4	(1号) 構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、店舗販売業の許可を与えないことができる。		
構規	2	1	<p>店舗販売業の店舗の構造設備基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、店舗であることがその外観から明らかであること。</p> <p>(2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。</p> <p>(3) 当該店舗販売業以外の店舗販売業の店舗又は薬局の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その店舗が販売・授与の対象としている者が容易に出入りできる構造であること。 容易に出入りができる構造であるとは、店舗への出入りのための手続に十数分もかかるものであってはならないこと。</li> <li>&lt;認められない店舗&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>① 店舗販売業ある旨が外観から判別できない店舗</li> <li>② 通常人が立ち寄らないような場所に敢えて開店した店舗</li> <li>③ 実店舗での対面による販売を明らかに想定していないような店舗 (H26.3.10薬食発0310第1号)</li> </ul> </li> <li>○ 薬局と紛らわしい「○○ファーマシー」という店舗名称は使用しないこと。</li> <li>○ 常時居住する場所及び不潔な場所との区別は、床面より天井に達する扉、引戸、壁又はガラスであること。 従って、カーテン、ブラインド、アコーデオンカーテン等は認められること。 ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看板を設置する等により、店舗販売業であることが明確に分かるようにすること。</li> <li>○ 天井、側壁及び床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるもので、容易に清掃が行え、ほこり等が付着しにくいものであること。</li> </ul>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(4) 面積は、おおむね13.2平方メートル以上とし、店舗販売業の業務を適切に行うことができるものであること。</p> <p>(5) 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあっては60ルックス以上の明るさを有すること。</p> <p>(6) 開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。</p>	<p>○ デパート、スーパー等の一部に店舗を開設する場合で、他の売場と隔壁等により区画でききない場合は、床面の色を変えたり、テープ等による区分をするとともに、パネル（看板）等により他の売場との区分が明確になされていること。</p> <p>なお、この区分により当該店舗販売業以外の店舗販売業の店舗又は薬局の場所とは区別されているものとみなすこと。</p> <p>○ 面積は13.2平方メートル以上とする。面積の算出は有効面積とし、内法により測定する。 床面からの高さが180センチに満たない部分は、店舗面積としては算定しないこと。</p> <p>○ 「開店時間」とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいい、実店舗が開店している時間を指す。</p> <p>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入する</p>	<p>○ 他の売場と営業時間が異なる等の場合、一般用医薬品を通常陳列し又は交付する場所を閉鎖していることが容易にわかる設備があること。 具体的には、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等であること。 可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことのできないような措置を採ること。</p> <p>○ 許可店舗内に専用のレジを設けること。</p> <p>○ 店舗への入口は、他の売場等を通らずに区別されること。</p> <p>○ 店舗が他の売場等への通路とならないこと。 ただし、併設する薬局へ出入りする場合については除く。</p> <p>○ 閉鎖する際は、医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入り口に専門家不在</p>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。</p> <p>(10) 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗にあっては、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</p> <p>ロ 要指導医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は</p>	<p>ことが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められないこと。</p> <p>○ 冷暗貯蔵のための設備は、遮光した冷蔵庫とする。</p> <p>○ 鍵のかかる貯蔵設備は、容易に移動できないものとし、堅固なものとする。</p> <p>○ 医薬品を貯蔵する場所を、特定の場所に限定することを求めているものであり、貯蔵設備を設ける区域が壁等で完全に区画されている必要はないこと。なお、医療機器等を医薬品と同一の貯蔵設備において貯蔵することは差し支えない。 (H29. 10. 5薬生発1005第1号)</p> <p>○ 「進入することができないよう必要な措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</p>	<p>時の販売又は授与はできない旨を掲示すること。</p> <p>○ 貯蔵温度の規定のある医薬品を取り扱う場合には、自記温度計を備える等、温度管理が十分行えるものであること。</p> <p>○ 貯蔵設備を設ける区域は、当該薬局の従業員のみが立ち入ることができる又は手に取ることができる場所に設けられていることが前提であることに鑑み、何らかの判別できる形で他の区域と区別されなければよく、ビニールテープ等で区別することでも差し支えないこと。 (H30. 1. 10事務連絡)</p>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p>(11) 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあっては、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 第1類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</p> <p>ロ 第1類医薬品陳列区画に一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が進入することができ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要指導医薬品を販売等しない開店時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を使用できない構造であること。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品を陳列している場合はこの限りでない。</li> <li>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入することが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められないこと。</li> <li>○ 「進入することができないよう必要な措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</li> </ul>	

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>ないよう必要な措置が採られていること。</p> <p>ただし、第1類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない</p> <p>ハ 開店時間のうち第1類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、第1類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p>(12) 次に定めるところに適合する法第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。</p> <p>ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1類医薬品を販売等しない開店時間がある場合には、第1類医薬品陳列区画を使用できない構造であること。ただし、鍵をかけた陳列設備に第1類医薬品を陳列している場合はこの限りでない。</li> <li>○ 閉鎖する方法としては、シャッター、パーティション、チェーン、カーテン、スクリーン等の構造設備により物理的に遮断し、進入することが困難となる方法が該当すること。 チェーンによる閉鎖とは、医薬品売場をポールに付けたチェーンにより囲う方法で、進入防止の柵、棒、ロープ等も認められるが、購入者が通常の閉鎖した状態で医薬品売場に進入できる構造は認められないこと。</li> <li>○ 情報を提供し、及び指導を行うための設備は、相談カウンター等、薬剤師又は登録販売者と購入者等が対面で情報提供を行うことができる通常動かすことのできないものであること。</li> <li>○ イ、ロの「近接する場所」とは、要指導医薬品に係る指導及び情報提供又は第1類医薬品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閉鎖する際は、第1類医薬品の販売等を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入り口に薬剤師不在時の販売又は授与は、医薬品医療機器等法に違反するためできない旨を掲示すること。</li> <li>○ 情報を提供し、及び指導を行うための設備には「医薬品相談コーナー」等の表示をし、購入者等が相談しやすい設備とすること。</li> </ul>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>にあること。</p> <p>□ 第1類医薬品を陳列する場合には、第1類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ハ 指定第2類医薬品を陳列する場合には、指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 2以上の階に要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。</p> <p>(13) 営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。</p>	<p>に係る情報提供に支障を生じない範囲内であること。</p> <p>○ 「指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること」とは、指定第2類医薬品を陳列する場所から情報提供設備の場所が7メートル以内の範囲にあること。  「指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置」とは、指定第2類医薬品を陳列する場所から1.2メートル以内の範囲に社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。</p> <p>○ 適正な監督を行う設備として次の物を備えること。  ① 画像又は映像を県の求めに応じて直ちに電送できる設備の例  ② 固定電話等 (①の操作を行いながらでも通話できること。)  (H26.3.10薬食発0310第1号)</p>	

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
業務を行う体制					
法	26	4	(2号) 薬剤師又は登録販売者を置くことその他その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が適切に医薬品を販売し、又は授与するために必要な基準として厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、店舗販売業の許可を与えないことができる。		
体制 省令	2	1	<p>店舗販売業の店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあっては、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。</p> <p>(2) 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する営業時間は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務していること。</p> <p>(3) 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があった場合に、法第36条の6第4項又は第36条の10第5項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。</p> <p>(4) 当該店舗において、要指導医薬品又は一般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「営業時間」とは、実店舗を開店し、販売等を行う時間及び実店舗を閉店し、特定販売(その店舗におけるその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品の販売等をいう。)のみを行う時間の両者を指すものであり、注文のみを受け付ける時間は含まないこと。</li> <li>○ 規則第15条第2項に該当する登録販売者のみが勤務する時間がないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般用医薬品の特定販売を行う店舗にあつ</li> </ul>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たりの勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第2条第12号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。以下(5)において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第2条第12号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。以下(5)において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(5) 要指導医薬品又は第1類医薬品販売し、又は授与する店舗にあっては、当該店舗において要指導医薬品又は第1類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第1類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(6) 法第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する指針については、以下の事項を含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要指導医薬品及び一般用医薬品の適正販売等を確保するための基本的な考え方に関すること。</li> <li>② 従事者に対する研修の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（特定販売を行う場合は、特定販売に関する研修が含まれていること。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>ては、その開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち深夜（午後10時から午前5時まで）以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上であること。</p>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
体制省令	2	2	<p>ていること。</p> <p>前項第6号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備</p> <p>(2) 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定</p> <p>(3) 要指導医薬品等の適正販売のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>(4) 要指導医薬品等の適正販売等のために必要な情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善の方策の実施</p>	<p>においては、登録販売者に対する外部研修に関する規定を盛り込むこと。 (H24.3.26薬食総発0326第1号)</p> <p>③ その他講じるべき措置を盛り込むこと。</p> <p>○ 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書については、以下の事項を含むこと。</p> <p>① 店舗で取り扱う医薬品の購入に関する事項</p> <p>② 医薬品の管理に関する事項</p>	<p>○ 偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応に係る内容を盛り込むこと。</p> <p>○ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法等について記載すること。 (H29.10.5薬生発1005第1号)</p> <p>○ 医薬品の保管場所及び医薬品医療機器等法等の法令により適切な管理が求められている医薬品（劇薬、要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品等）の管理方法等について記載すること。</p> <p>○ 医薬品の販売及び授与の業務に関する事項（購入者等情報の収集、医薬品の選択、情報提</p>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
					<p>供方法等)について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどの確認方法等について記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱いについて記載すること。</li> <li>○ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法について記載すること。</li> <li>○ 医薬品の譲渡の方法について記載すること。</li> <li>○ 分割販売を行う店舗販売業にあっては、販売・授与する方法を記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中止、隔離、行政機関への報告等)を記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施について記載すること。</li> <li>○ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲を記載すること。 (H29.10.5薬生発1005第1号)</li> <li>○ 要指導医薬品、第1類医薬品を販売等する場合には、登録販売者又は一般従事者が情報提供若しくは指導を行うことがないよう、登</li> </ul> <p>③ 医薬品の販売及び授与の業務に関する事項</p>

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>④ 医薬品情報の取り扱いに関する事項</p> <p>⑤ 事故発生時の対応に関する事項</p> <p>⑥ 指針及び手順書の見直しに関する事項</p>	<p>録販売者又は一般従事者から薬剤師への伝達の体制及びその方法について記載すること。</p> <p>○ 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売等する場合には、一般従事者が情報提供を行うことがないよう、一般従事者から薬剤師又は登録販売者への伝達の体制及びその方法について記載すること。</p> <p>○ 安全性・副作用情報の収集、管理、提供等(在宅患者への医薬品使用に関する事項を含む。)について記載すること。</p> <p>○ 事故事例の収集の範囲、事故後対応等について記載すること。</p>

### 人的要件

法	26	5	<p>申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは店舗販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ その他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに令第1条の3各号に規定す</p>	
---	----	---	---	--	--

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
令	2		<p>又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 ヘ 心身の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p> <p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）  (2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）  (3) あへん法（昭和29年法律第71号）  (4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）  (5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）  (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）  (7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）  (8) 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）  (9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）  (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）  (11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）  (12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）</p>	<p>る薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	
規則	8		法第5条第3号への厚生労働省令で定める者		

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			は、精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。		
その他					
法	28	1	(店舗の管理) 店舗販売業者は、その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗管理者は、常勤であること。 (H21. 5. 8薬食発第0508003号)</li> <li>○ 店舗管理者は、派遣社員でないこと。 (H11. 11. 30薬食発1331号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤とは、次の条件に当てはまる者を言う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1週間の店舗の開店時間が32時間以上の場合は、店舗で定めた就業規則に基づく薬剤師又は登録販売者の勤務時間の全てを勤務し、かつ勤務時間が1週間あたり32時間以上である薬剤師又は登録販売者。</li> <li>② 1週間の店舗の開店時間が32時間未満の場合は、店舗の開店時間の全てを勤務する薬剤師または登録販売者</li> </ul> </li> </ul>
法	28	2	前項の規定により店舗を実地に管理する者(以下「店舗管理者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者でなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は薬剤師であること。 ただし、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年のうち、次の各号に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。</li> <li>① 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間</li> </ul>	

## 第4 店舗販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法	28	4	店舗管理者は、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。	<p>② 第1類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であった期間</p> <p>○ 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗販売業者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師でない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない</p> <p>○ 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗管理者は薬剤師又は登録販売者であること。(規則第15条第2項の登録販売者を除く。)</p> <p>○ 管理者は常時、その店舗を直接管理すること。 ただし、これができない場合には、店舗販売業者は、管理者以外の一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者のうちから代行者を指定してその店舗を実地に管理させること。 (H21.5.8薬食発第0508003号)</p> <p>○ ただし書の許可については、以下のとおり取り扱うこととする。 次の他の薬事に関する実務に従事する場合は、許可を受けたものとみなす。 ただし、店舗の管理者としての義務を遂行するにあたって支障が生ずることがないと認められる場合であって、県内の施設に限るものとする。</p> <p>(1) 学校薬剤師（学校保健安全法） (2) 市、町、医師会等が開設する夜間・休日診療所等において、調剤業務に輪番で従事する場合</p>	<p>○ 代行者を指定した場合は、業務日誌等の記録によりその状況を確認するとともに、当該薬剤師又は当該登録販売者にその状況を報告させること。 (H21.5.8薬食発第0508003号)</p>

## 第5 配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
業務を行う体制					
法	30	3	<p>薬剤師又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体制が適切に医薬品を配置販売するため必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないときは、配置販売業の許可を与えないことができる。</p>		
体制省令	3	1	<p>厚生労働省令で定める配置販売業の都道府県の区域において医薬品の配置販売の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1) 第1類医薬品を配置販売する配置販売業にあっては、第1類医薬品を配置販売する時間内は、常時、当該区域において薬剤師が勤務していること。</p> <p>(2) 第2類医薬品又は第3類医薬品を配置販売する時間内は、常時、当該区域において薬剤師又は登録販売者が勤務していること。</p> <p>(3) 当該区域において、薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の1週間の総和が、当該区域における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の2分の1以上であること。</p> <p>(4) 第1類医薬品を配置販売する配置販売業にあっては、当該区域において第1類医薬品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和が、当該区域において一般用医薬品の配置販売に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の2分の1以上であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規則第15条第2項に該当する登録販売者のみが勤務する時間がないこと。</li> </ul>	

## 第5 配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
体制省令	3	2	<p>(5) 法第36条の10第7項において準用する同条第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の一般用医薬品の配置販売の業務に係る適正な管理（以下「一般用医薬品の適正配置」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>前項第5号に掲げる配置販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) 従事者から配置販売業者への事故報告の体制の整備</p> <p>(2) 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>(3) 一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的とした改善の方策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般用医薬品の適正配置を確保するための指針については、以下の事項を含むこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般用医薬品の適正配置に係る基本的考え方に関すること。 なお、登録販売者が従事している配置販売業者においては、登録販売者に対する外部研修に関する規定を盛り込むこと。 (H24.3.26薬食総発0326第1号)</li> <li>② 従事者に対する研修の実施に関すること。</li> <li>③ その他講じるべき措置を盛り込むこと。</li> </ul> </li> <li>○ 事故報告の体制の整備に関して、体制省令第3条第1項第5号の指針に記載すること。</li> <li>○ 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書については、次のとおりとし、法令に定められた遵守事項等を踏まえ、策定すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般用医薬品の管理に関すること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講対象者、研修方法、研修内容、研修頻度等を具体的に記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応に係る内容を盛り込むこと。</li> <li>○ 配置箱の管理方法（清掃等）、受注管理・在庫管理の方法、陳列方法、品質管理の方法（一般用医薬品の陳列、使用期限の管理方法等）、管理者の業務、管理記録簿の記載方法等を具体的に記載すること。</li> <li>○ 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどの確認方法等について記載すること。</li> </ul>

## 第5 配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>② 事故報告時の対応に関すること。</p> <p>③ 一般用医薬品の販売体制及び購入者等への情報提供と相談応需に関すること。</p> <p>④ 一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報収集に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱いについて記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中止、隔離、行政機関への報告等）を記載すること。</li> <li>○ 偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施について記載すること。</li> <li>○ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲を記載すること。 (H29. 10. 5薬生発1005第1号)</li> <li>○ 購入者等からの副作用の申し出の場合、異物混入や品質不良に関する苦情の申し出があった場合、区域の管理不良に対する苦情の申し出があった場合、副作用・回収等の情報を得た場合等の配置販売業者への情報伝達の方法、処理方法等を具体的に記載すること。</li> <li>○ 名札、従事者の服装、薬剤師又は登録販売者の配置、販売時のリスク区分ごとの情報提供方法（確認事項及び伝達事項含む）、販売時の対応方法及び記録、販売後の購入者への情報提供方法（電話の各対応方法）、医薬品の広告、配置販売に関する文書の添付等を具体的に記載すること。</li> <li>○ 情報収集担当者、情報収集源、情報収集方法、収集頻度、収集担当者等を具体的に記載し、収集後の対応方法についても具体的に記</li> </ul>

## 第5 配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				⑤ 指針及び手順書の見直しに関すること。	<p>載すること。</p> <p>○ 指針が法律に沿ったものであるかどうか、指針内容が適正であるかどうか、手順書どおりに実施されているかどうか、手順書が指針を満たすものであるかどうかの検証方法、検証頻度、検証担当者等を具体的に記載すること。</p>

### 人的要件

法	30	4	<p>申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは配置販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ヘ 心身の障害により配置販売業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 配置販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められる</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ その他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	
---	----	---	---	---	--

## 第5 配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
令	2		い者 法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号） (2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号） (3) あへん法（昭和29年法律第71号） (4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号） (5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号） (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号） (7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号） (8) 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号） (9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号） (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号） (11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号） (12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）		
規則	8		法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。		

### その他

法	31 の	1	(都道府県ごとの区域の管理)	<input type="radio"/> 区域管理者は、常勤であること。	<input type="radio"/> 配置販売業者は配置員の資質の向上に努め
---	------	---	----------------	---------------------------------------	---

## 第5 配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
	2	2	<p>配置販売業者は、その業務に係る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道府県の区域内において配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない。</p> <p>前項の規定により都道府県の区域を管理する者（区域管理者）は、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者でなければならない。</p>	<p>(H21. 5. 8薬食発第0508003号)</p> <p>○ 区域管理者は、派遣社員でないこと。 (H11. 11. 30薬食発1331号)</p> <p>○ 第1類医薬品を配置販売する区域の管理者は薬剤師であること。 ただし、第1類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事する者を区域管理者とすることができます。</p> <p>① 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間</p> <p>② 第1類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の管理者又は第1類医薬品を配置販売する区域管理者であった期間</p> <p>○ 第1類医薬品を販売し、又は授与する配置販売業者は、区域管理者が薬剤師でない場合には、区域管理者を補佐する者として薬剤師を置くこと。 (H21. 5. 8薬食発0508003号)</p> <p>○ 第2類医薬品又は第3類医薬品を配置販売する区域の管理者は薬剤師又は登録販売者であること。（規則第15条第2項の登録販売者を除く。）</p>	<p>ること。 (H22. 12. 9薬第1891号)</p>

## 第6 配置従事者身分証明書

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法	33	1	配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。	<input checked="" type="radio"/> 住民票に記載のある住所地と相違がないこと。	新たに配置販売に従事しようとする者は、兵庫県医薬品配置協議会が行う新規配置従事者講習会を受講すること。 (H16.3.18 薬第 2101 号)

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構造設備					
法	34	3	営業所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、卸売販売業の許可を与えないことができる。		
構規	3	1	卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。	<p>○ 卸売販売業の営業所とは、医薬品の保管設備（分置された倉庫を含む）（以下「倉庫」という。）及び事務室（設備）をいう。</p> <p>① 規則第154条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品（以下「指定卸売医療用ガス類」という。）又は規則第154条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する歯科医療の用に供する医薬品（以下「指定卸売歯科用医薬品」という。）のみを取り扱う卸売販売業者以外の営業所は、次によること。</p> <p>倉庫は事務室等他の場所とは床面より天井に達する間仕切りを設け、出入口には戸又は扉を設けること。ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>② 指定卸売医療用ガス類のみを取り扱う卸売販売業者の営業所は、次によること。</p> <p>必ずしも倉庫は他の場所とは床面より天井に達する間仕切りを設け、出入口には戸又は扉を設ける必要はないが、事務室は他の場所とは床面より天井に達する間仕切りを設け、出入口には戸又は扉を設けること。ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>③ 指定卸売歯科用医薬品のみを取り扱う卸売販売業者の営業所は、次によること。</p>	

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(1) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。</p> <p>(2) 当該卸売販売業以外の卸売販売業の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p> <p>(3) 面積は、おおむね100平方メートル以上とし、卸売販売業の業務を適切に行うことができるものであること。ただし、医薬品を衛生的</p>	<p>必ずしも倉庫は他の場所とは床面より天井に達する間仕切りを設け、出入口には戸又は扉を設ける必要はないが、その場合には事務室内に設けること。</p> <p>また、事務室は他の場所とは床面より天井に達する間仕切りを設け、出入口には戸又は扉を設けること。ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>なお、上記①、②及び③において同一の事務室に複数の事務所が存在する場合で、他の事務所と隔壁等により区画できない場合には、床面の色を変えたり、テープ等により区分を明確にすることでの事務所との区分が明確になされていること。</p> <p>○ 当該卸売販売業以外の卸売販売業の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所との区別は、床面より天井に達する扉、引戸、壁又はガラスであること。</p> <p>従って、カーテン、ブラインド、アコードオンカーテン等は認められないこと。ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>○ 薬局又は店舗販売業の店舗と重複して許可を取得することができること。この場合は、倉庫及び事務室を設けないことができること。</p> <p>○ 倉庫の面積は、おおむね100平方メートル以上とするが、構規第3条第1項第3号ただし書きの規定により、倉庫面積100平方メートル</p>	<p>○ 倉庫については、天井、側壁及び床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるもので、容易に清掃が行え、ほこり等が付着しにくいものであること。</p> <p>○ 事務室を設けない場合には、事務を行うスペースを確保すること。</p> <p>○ 卸売販売業の業務に支障が生じず、適切に衛生管理が行える場合にあっては、倉庫内で医薬品以外のものの保管場所と隣接すること</p>

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			に、かつ、安全に保管するのに支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。	<p>以上の適用を受けない卸売販売業の範囲を次のとおりとする。</p> <p>① 医薬品の取扱量が小規模な卸売販売業（以下「小規模卸」という。）</p> <p>② 次に掲げる特定品目のみを取り扱う卸売販売業（以下「特定品目卸」という。）</p> <p>ア 製造専用医薬品</p> <p>イ 化学製品等の製造原料である重曹、ブドウ糖、乳糖等の医薬品</p> <p>ウ ワクチン、血液製剤等の生物学的製剤</p> <p>エ 指定卸売医療用ガス類</p> <p>オ 指定卸売歯科用医薬品</p> <p>カ その他業態からみて品目が特定される医薬品（検査用試薬等の診断用医薬品、防疫用薬剤等の公衆衛生用医薬品等）</p> <p>③ 製造販売業者等の支店、出張所等でサンプル（他社の製品であっても、発売元になっている場合のサンプルを含む。）のみを取り扱う卸売販売業（以下「サンプル卸」という。）</p> <p>※ 上記③の場合において、保管管理上支障がなければ、鍵付きロッカーを事務室内に固定することで倉庫に替えることができる。なお、事務室は他の場所とは床面より天井に達する間仕切りを設け、出入口には戸又は扉を設けること。ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>この規定の適用を受けようとする者にあつては、小規模卸等適用許可願を提出しなければならないこと。</p> <p>この場合の営業所は、次によること。</p> <p>① 指定卸売歯科用医薬品のみを取り扱う卸</p>	<p>は差し支えない。</p> <p>この場合、テープ等により医薬品の保管場所と医薬品以外の保管場所を明確にすること。</p>

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(4) 医薬品を通常交付する場所は、60ルックス以上の明るさを有すること。</p> <p>(5) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただし、</p>	<p>売販売業者以外の営業所 倉庫を含めた営業所の面積は、13.2平方メートル以上とし、倉庫の面積は、当該営業所の医薬品の取扱実態、在庫量等を勘案し、医薬品を衛生的に、かつ、安全に保管するのに適正な広さであること。</p> <p>② 指定卸売歯科用医薬品のみを取り扱う卸売販売業者の営業所 ア 倉庫を含めた営業所の面積は、9.9平方メートル以上とし、倉庫の面積は、当該営業所の医薬品の取扱実態、在庫量等を勘案し、医薬品を衛生的に、かつ、安全に保管するのに適正な広さであること。 イ 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。 鍵のかかる貯蔵設備は、容易に移動できないものとし、堅固なものとする。</p> <p>なお、床面からの高さが180cmに満たない部分は、営業所の面積としては算定しないこと。 また、卸売販売業の場所において、店舗販売業の店舗と重複して許可を取得する場合は、当該店舗販売業において販売することができる一般用医薬品以外の医薬品の保管は、購入者から見えない場所とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接日光を防ぐための設備、温度湿度等の管理に必要な設備を備えること。</li> <li>○ 生物学的製剤等特に貯蔵温度の規定のある医薬品を取り扱う場合には、自記温度計を備える等、温度管理が十分行えるものであること。</li> </ul>

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。</p>	<p>いものとし、堅固なものとする。</p> <p>○ 卸売販売業の場所において、薬局又は店舗販売業の店舗と重複して許可を取得する場合は、兼用することができる。</p> <p>○ 医薬品を貯蔵する場所を、特定の場所に限定することを求めているものであり、貯蔵設備を設ける区域が壁等で完全に区画されている必要はないこと。</p> <p>　　なお、医療機器等を医薬品と同一の貯蔵設備において貯蔵することは差し支えないこと。</p> <p>　　(H29. 10. 5薬生発1005第1号)</p> <p>【複数の卸売販売業者が共同で設置する発送センターの取扱い】</p> <p>　　倉庫については、上記に加えて、次によることができる。</p> <p>① 共同で設置する他の卸売販売業者の倉庫と隔壁等により区画できない場合は、床面の色を変えたり、テープ等により区分をするとともにパネル等により他の倉庫との区分が明確になされていること。</p> <p>② 各倉庫が通路とならないこと。</p> <p>③ 自動倉庫の場合は、保管場所が明確にされており、他者の製品と混同が生じないこと。</p> <p>④ 鍵のかかる貯蔵設備は、個別に設置すること。</p> <p>【分置された倉庫等の取扱い】</p> <p>　　分置された倉庫とは、営業の実態において、ある営業所の医薬品の保管設備として機能している倉庫であって、当該営業所から分置されているものをいう。</p>	<p>○ 貯蔵設備を設ける区域は、当該卸売販売業の従業員のみが立ち入ることができる又は手に取ることができる場所に設けられていることが前提であることに鑑み、何らかの判別できる形で他の区域と区別されなければよく、ビニールテープ等で区別することでも差し支えないこと。</p> <p>　　(H30. 1. 10事務連絡)</p> <p>○ 卸売販売業の業務に支障が生じず、適切に衛生管理が行える場合にあっては、倉庫内で医薬品以外のものの保管場所と隣接することは差し支えない。</p>

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>① 発送センターと単に事務処理のみを行う場所の取扱い      ア 発送センターは、独立の営業所として卸売販売業の許可を受ける必要がある。      イ 発送センターと単に事務的処理のみを行う場所が営業所として機能的一体性を損なわず、かつ、営業所管理者による医薬品の保管管理が適切に行われることが可能であるときは、単に事務的処理のみを行う場所は独立の営業所として医薬品販売業の許可を受ける必要はないものである。</p> <p>② 単なる倉庫      ア 分置された単なる倉庫は、独立の営業所として卸売販売業の許可を受ける必要はない。      イ 主たる営業所と分置された倉庫は次の要件を満たすこと。      (ア) 分置倉庫の面積は、当該営業所の面積に加えるものとするが、主たる営業所の面積は13.2平方メートル以上であること。      (イ) 営業所として機能的一体性を損なわず、かつ、営業所管理者による医薬品の保管管理が適切に行われることが可能である場合に限られるものであること。</p> <p>よって、分置された倉庫の主たる営業所からの距離については、両者が同一敷地内又は近接地（出入口間の実距離が500m以内）にあることを原則とし、同一健康福祉事務所内（保健所設置市管内は当該市内）であること。</p> <p>③ 貸倉庫等      貸倉庫等の利用については、医薬品の管理そのものを倉庫業者に委ねることとなる場合には認められない。      (S39.3.30薬発第197号)      (H7.12.28薬発第1177号)</p>	

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構規	3	2	放射性医薬品を取り扱う卸売販売業の営業所については、第1条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「調剤室」とあるのは、「作業室」と読み替えるものとする。	(H21.6.1薬食発第0601001号)	
人的要件					
法	34	4	<p>申請者(申請者が法人であるときは、その薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは卸売販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ヘ 心身の障害により卸売販売業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 卸売販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ その他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
令	2		<p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）  (2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）  (3) あへん法（昭和29年法律第71号）  (4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）  (5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）  (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）  (7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）  (8) 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）  (9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）  (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）  (11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）  (12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）</p>		
規則	8		<p>法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により卸売販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>		

### その他

法	35	1	(営業所の管理) 卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を置	<input checked="" type="radio"/> 営業所の管理者は、派遣社員でないこと。 (H11.11.30薬食発1331号)	
---	----	---	----------------------------------	---	--

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法	35	2	<p>き、その営業所を管理させなければならない。ただし、卸売販売業者が薬剤師の場合であって、自らその営業所を管理するときは、この限りでない。</p> <p>卸売販売業者が、薬剤師による管理を必要としない医薬品として厚生労働省令で定めるもののみを販売又は授与する場合には、前項の規定にかかわらず、その営業所を管理する者（以下「営業所管理者」という。）は、薬剤師又は薬剤師以外の者であって当該医薬品の品目に応じて厚生労働省令で定めるものでなければならぬ。</p>		
規則	154		<p>(卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理)</p> <p>営業所管理者は、薬剤師以外の者であって、次の各号に掲げるその取り扱う医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であって厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定卸売医療用ガス類」という。）イからニまでのいずれかに該当する者</p> <p>イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者</p> <p>ハ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>ニ 都道府県知事がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者</p>	<p>○ 規則第154条第1号イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者は、次のとおりとする。</p> <p>① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</p>	

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(2) 歯科医療の用に供する医薬品であって厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定卸売歯科用医薬品」という。)イからニまでのいずれかに該当する者</p> <p>イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者</p> <p>ハ 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>ニ 都道府県知事がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者</p> <p>(3) 指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品 前2号のいずれにも該当する者</p> <p>(規則第154条第1号及び第2号の規定に基づく)</p>	<p>に基づく甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第1種販売主任者免状を取得している者</p> <p>② 過去において兵庫県知事が行った特例販売業(ガス性医薬品)の認定試験に合格した者</p> <p>③ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会がMGR(医療ガス情報担当者)として認定した者(資格取得後、3年毎に更新が必要)</p> <p>○ 規則第154条第2号イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者は、歯科用医薬品を取り扱う医薬品販売業の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者とする。</p>	

## 第7 御売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>き厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品（平成21年厚生労働省告示第119号）</p> <p>1 規則第154条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品は、次に掲げるものとしたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 亜酸化窒素</li> <li>(2) 亜酸化窒素及び酸素の混合剤</li> <li>(3) イソフルラン</li> <li>(4) エチレンオキサイド</li> <li>(5) エチレンオキサイド及び二酸化炭素の混合剤</li> <li>(6) エチレンオキサイド及びフロンの混合剤</li> <li>(7) 酸素</li> <li>(8) 窒素</li> <li>(9) 二酸化炭素</li> <li>(10) 二酸化炭素吸収剤</li> <li>(11) ハロタン</li> <li>(12) 麻酔用エーテル</li> </ul> <p>2 規則第154条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する歯科医療の用に供する医薬品は、次に掲げるもの（内用剤を除く。）としたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 齧歎予防剤</li> <li>(2) 口腔粘膜治療剤</li> <li>(3) 根管充填剤</li> <li>(4) 根管清掃及び消毒鎮痛剤</li> <li>(5) 歯科用器具消毒剤</li> <li>(6) 歯科用局所麻酔剤</li> <li>(7) 歯科用抗生物質剤</li> <li>(8) 歯科用止血剤</li> <li>(9) 歯科用診断用剤</li> <li>(10) 歯科用包帯剤</li> <li>(11) 歯髄仮封、覆罩及び裏装剤</li> </ul>		

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法	35	4	<p>(12) 歯髓失活剤</p> <p>薬事法施行規則等の一部を改正する省令(H21.2.6厚生労働省令第10号) 附則第20条</p> <p>みなし合格登録販売者は、薬事法施行規則第154条の規定にかかわらず、第2類医薬品又は第3類医薬品のみを販売する卸売販売業の営業所管理者になることができる。</p> <p>営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>○ 卸売販売業の場所において、薬局又は店舗販売業並びに高度管理医療機器等販売業・貸与業の店舗と重複して許可を取得する場合、営業所管理者は兼務することができる。 ただし書の許可については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 卸売販売業における管理者の兼務については、「卸売販売業における管理者の兼務許可取扱要領」(別添2)により許可する。</p> <p>② 次の他の薬事に関する実務に従事する場合は、許可を受けたものとみなす。 ただし、卸売販売業管理者としての義務を遂行するにあたって支障が生ずることがないと認められる場合であって県内の施設に限るものとする。</p> <p>ア 学校薬剤師(学校保健安全法)</p> <p>イ 市、町、医師会等が開設する夜間・休日診療所等において、調剤業務に輪番で従事する場合</p> <p>③ その他(兼務許可を要しないもの) 複数の卸売販売業者が共同で設置した発送センターにおいて、当該複数の卸売販売業の営業所に係る営業所管理者を同一人が兼務することは、「その営業所以外の場所」で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する場合にはあたらないもの</p>	

## 第7 卸売販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				である。 (H7.12.28薬発第1177号)	

## 第8 既存配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
旧法	30	1	<p>配置販売業の許可は、配置しようとするその区域を含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。</p> <p>「配置販売品目指定基準」(S36. 厚生省告示第16号)</p>	<p>【配置販売業取扱い品目の指定について】</p> <p>富山、奈良、滋賀及び佐賀各県の「配置家庭薬品目収載台帳」に収載されている品目を兵庫県における配置販売指定品目として取り扱う。</p> <p>(S59. 10. 24 薬第 549 号)</p>	<input type="radio"/> 富山、奈良、滋賀及び佐賀各県の「配置家庭薬品目収載台帳」に収載されている品目を取り扱おうとする場合は、一括指定を受けることを原則とする。 (S59.10.24 薬第 549 号)
法経過	13		<p>既存配置販売業者が、その許可に係る都道府県の区域以外の区域について配置しようとする場合において、その配置しようとする区域をその区域を含む都道府県の都道府県知事の許可(薬事法第24条第2項の許可の公印を含む。)については、旧法第30条(旧法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。</p>	<input type="radio"/> 都道府県で、現に既存配置販売業の許可を取得していること。	

### 人的要件

旧法	30	2	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、配置販売業許可を与えないことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>3 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ハ イ及びロに該当する者を除くほか、薬事法、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、そ</p>		
旧法	5			<p>○ 業務を行う役員の範囲</p> <p>① 合名会社にあっては、定款に別段の定めがないときは社員全員</p> <p>② 合資会社にあっては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員</p> <p>③ 合同会社にあっては、定款に別段の定めがないときは 社員全員</p> <p>④ 株式会社(特例有限会社を含む。)にあっては、会社を 代表する取締役及び薬事法の許可に係る業務を担当する取締役。ただし委員会設置会社にあっては、代表執行役及び薬事法の許可に係る業務を担当する執行役。</p> <p>⑤ 外国会社にあっては、会社法第817条に</p>	

## 第8 既存配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
旧規則	149	3	<p>の違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ニ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により既存配置販売業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者</p> <p>法第5条第3号ホの厚生省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者</p>	<p>いう代表者</p> <p>⑥ 民法法人・協同組合等にあっては、理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。</p> <p>(H18.5.25 薬食総発第0525002号) 一部改正 (H19.3.8)</p> <p><b>【法人たる配置販売業の取扱いについて】</b></p> <p>① 法人たる配置販売業者の配置販売業の許可にあたって資格者と認められた者が、解雇、死亡等により当該法人の業務を行う役員の地位を失った日において当該法人の業務を行う役員の中に資格者に該当する者がいるときには、その者を資格者とする旨の資格者の変更の届出を提出することにより、当該法人は配置販売業の許可の失効を免れることができるものとする。</p> <p>② ①に規定する変更の届出は、変更の事由が生じた日から30日以内に、営業の区域をその区域に含む都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>③ ①に規定する変更の届出を提出する際には、卒業証明書、実務経験年数に関する使用者の証明書その他新たな資格者が薬事法施行令第7条の規定に該当することを証する書類を添付すること。 なお、①に規定する場合以外の法人たる配置販売業の取扱いについては、なお、従前の例によるものとすること。</p> <p>(S62.4.27薬企第24号)</p>	
旧法	52		<p>法第30条第2項第2号に規定する配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 旧制大学、旧専門学校又は大学において</p>		

## 第8 既存配置販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法 31 の 2	1		<p>薬学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>② 旧中等学校令に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門の課程を修了した後、3年以上配置販売業の実務に従事した者</p> <p>③ 5年以上配置販売業の実務に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>配置販売業者は、その業務に係る都道府県の区域を自ら管理し、又は都道府県の区域内において、配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない。</p>	<p>○ (知事が適当と認めた者) 兵庫県又は他府県において、5年以上配置販売業の実務に従事し、配置従事者身分証明書の交付を受けていたことについて都道府県の証明を受けた者</p>	<p>○ 既存配置販売業者は、配置員の資質の向上に努めること。 (H21.3.31薬食総発第0331001号) (H21.12.4 薬第1909号)</p>

注) ここでいう「旧法」とは、薬事法第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)以前のものをいう。

## 第9 特例販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
旧法	35	1	特例販売業の許可は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合に、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市町又は区長。）が、品目を指定して与える。	<p>1 許可の区分 その他の特例販売業</p> <p>2 取扱い品目の指定基準等 平成25年3月21日付け薬2055号健康福祉部健康局薬務課長通知による。</p>	

### 構造設備

			<p>(店舗の構造設備)</p> <p>1 換気が十分であり、かつ、清潔なこと。</p> <p>2 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p> <p>常時居住する場所及び不潔な場所との区別は、床面より天井に達する扉、引戸、壁又はガラスであること。</p> <p>従って、カーテン、ブラインド、アコードオングカーテン等は認められないこと。</p> <p>ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</p> <p>デパート、スーパー等の一部に店舗を開設する場合で、他の売場と隔壁等により区画できない場合は、床面の色を変えたり、テープ等による区分をするとともに、天井からのパネル（看板）等により他の売場との区分が明確になされていること。</p> <p>店舗が他の売り場等への通路とならないこと。</p> <p>3 医薬品を衛生的、かつ、安全に貯蔵するため必要な設備を有すること。</p> <p>4 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあっては60ルックス以上の明るさがあること。</p>	<p>○ 他の売り場と営業時間が異なる場合、店舗が閉店していることが容易にわかる設備があること。</p>
--	--	--	---	--

## 第9 特例販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>と。</p> <p>平成25年3月21日付け薬第2055号健康福祉部 健康局薬務課長通知による。</p>	

注) ここでいう「旧法」とは、薬事法第32次改正（平成18年6月14日法律第69号）以前のものをいう。

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構造設備					
法 構規	39 4	4 1	<p>営業所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を与えないことができる。</p> <p>高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所の構造設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 採光、照明及び換気が適切であり、かつ清潔であること。</p> <p>(2) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p> <p>(3) 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するためには必要な設備を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取扱品目の貯蔵、保管、授受等を保健衛生上支障なく行うことができる程度であること。</li> <li>○ 常時居住する場所及び不潔な場所との区別は、床面より天井に達する扉、引戸、壁又はガラスであること。 従って、カーテン、ブラインド、アコードオンカーテン等は認められないこと。 ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</li> <li>○ 当該営業所と隣接する場所が、建物内の他の事務所・倉庫・作業室等であって、常時居住する場所又は不潔な場所でなければ、床の線引きや衝立等により、営業所が明確に区別できれば差し支えないこと。</li> <li>○ 取り扱う製品の安全性、有効性及び品質に影響を与えない保管設備を有すること。製品の形態に応じて、湿気、じんあい及び日光の曝露並びに経年変化、変質、変敗を防ぐに必要な設備を有すること。</li> </ul>	

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構規	4	2	前項の規定は、医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、適用しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分置倉庫を設ける場合は、同一健康福祉事務所管内にあり、同一敷地内又は出入口間の実距離が500m以内で一体性があること。</li> <li>○ 医療機器の現物を取り扱わない営業所であっても、医療機器である消耗品等の保管等が必要になる場合等があるので、保管設備を有すること。</li> </ul>	

### 人的要件

法	39	5	<p>申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</li> <li>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</li> <li>③ 他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</li> </ul> </li> </ul> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発</p>	
---	----	---	---	--	--

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
令	2		<p>へ 心身の障害により高度管理医療機器等の販売業又は貸与業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 高度医療機器等の販売業又は貸与業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p> <p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）  (2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）  (3) あへん法（昭和29年法律第71号）  (4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）  (5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）  (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）  (7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）  (8) 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）  (9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）  (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）  (11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）  (12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）</p>	0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号）	
規則	8		法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に		

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			行うことができない者とする。		

### その他

法 規則	39 の 2	1	<p>(管理者の設置)</p> <p>前条第1項の許可を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、高度管理医療機器等の販売又は貸与を実地に管理させるために、営業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に該当する者(次項において「高度管理医療機器等営業所管理者」という。)を置かなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高度管理医療機器等営業所管理者は、派遣社員でないこと。 (H11.11.30薬食発1331号)</li> </ul>	
	162	1	<p>(管理者の基準)</p> <p>法第39条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 高度管理医療機器等(令別表第1機械器具の項第72号に掲げるコンタクトレンズ、同表第72号の2に掲げるコンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)(以下「指定視力補正用レンズ等」という。)並びにプログラム高度管理機器を除く。第175条第1項において同じ。)の販売等の業務に3年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者とは、次に掲げる者をいう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者</li> <li>② 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者(プログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。)</li> <li>③ 医療機器製造業の責任技術者の要件を満</li> </ul> </li> </ul>	

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	162	2	<p>指定視力補正用レンズ等のみを販売等する営業所における法第39条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 高度管理医療機器等（プログラム高度管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に1年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者。</p>	<p>たす者（製造工程のうち設計のみを行う製造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。）</p> <p>④ 医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者</p> <p>⑤ 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条の規定により、同法による改正後の法第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者</p> <p>⑥ 公益財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者 (H27.4.10薬食機参発0410第1号)</p> <p>○ 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>① 医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者</p> <p>② 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者（プログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。）</p> <p>③ 医療機器製造業の責任技術者の要件を満たす者（製造工程のうち設計のみを行う製</p>	

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	162	3	<p>プログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第39条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、前2項の規定にかかわらず、第1項各号又は次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者</p> <p>(2) 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者。</p>	<p>造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。)</p> <p>④ 医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者</p> <p>⑤ 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条の規定により、同法による改正後の法第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者</p> <p>⑥ 公益財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者</p> <p>(H27.4.10薬食機参発0410第1号)</p> <p>○ 厚生労働大臣が前号に掲げる同等以上の知識及び経験を有する者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>① 医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者</p> <p>② 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす資格を有する者（プログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。）</p> <p>③ 医療機器製造業の責任技術者の要件を満たす者（製造工程のうち設計のみを行う製造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。）</p> <p>④ 医療機器の修理業の責任技術者の資格を</p>	

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	162	4	指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第39条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、前3項の規定にかかわらず、第1項各号のいずれか又は第2項の各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であることとする。	有する者 ⑤ 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条の規定により、同法による改正後の法第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者 ⑥ 公益財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者 (H27.4.10薬食機参発0410第1号)	
規則	114 の 49	1	(医療機器等総括製造販売責任者の基準) 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第23条の2の14第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者 (2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者		

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	114 の 52	1	<p>(3) 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に5年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者</p> <p>(4) 厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p> <p>(医療機器責任技術者の資格) 医療機器の製造業者は、法第23条の2の14第5項の規定により、次の各号のいずれかに該当する医療機器責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。</p> <p>(1) 大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>(2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者</p> <p>(3) 医療機器の製造に関する業務に5年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者</p> <p>(4) 厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p>		
規則	114 の 52	2	<p>一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。</p> <p>(1) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上</p>		

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法 39 の 2	2		<p>の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>(2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者</p> <p>(3) 厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p> <p>高度管理医療機器等営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高度管理医療機器等販売業・貸与業の場所において、薬局又は店舗販売業並びに卸売販売業の許可を取得する場合、営業所管理者は兼務することができること。</li> <li>○ ただし書の許可については、以下のとおり取り扱うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高度管理医療機器等販売業・貸与業における管理者の兼務については、「高度管理医療機器等販売業・貸与業における管理者の兼務許可取扱要領」（別添3）により許可する。</li> <li>② 次の他の薬事に関する実務に従事する場合は、許可を受けたものとみなす。 ただし、営業所管理者としての義務を遂行するにあたって支障が生ずることがないと認められる場合であって、県内の施設に限るものとする。 ア 学校薬剤師（学校保健安全法） イ 市、町、医師会等が開設する夜間・休日診療所等において、調剤業務に輪番で従事する場合</li> </ul> </li> </ul>	

## 第10 高度管理医療機器等販売業・貸与業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
				<p>③ 兼営事業の取扱い 医療機器販売業・貸与業の営業所と隣り合う診療所の医師が、営業所管理者となる場合（隣り合う眼科診療所の医師によるコンタクトレンズ販売店の管理者等）については、支障のない範囲内において認める。 (H27.4.10薬食機参発0410第1号)</p> <p>④ その他（兼務許可を要しないもの） 複数の高度管理医療機器等販売業・貸与業者（以下「販売業者等」という。）が利用する同一所在地にある倉庫業者の倉庫において、複数の販売業者等の営業所管理者を同一人が兼務する場合は、許可を受けたものとみなす。 ただし、実地に管理を行うことができ、それぞれの医療機器の特性に応じた管理等の業務に支障を来さない場合であって、複数の販売業者等と営業所管理者がそれぞれ個別に使用関係を持ち、当該複数の販売業者等が同一人物を営業所管理者とすることについて相互に承認した場合に限る。 (R2.12.25事務連絡)</p>	

## 第11 再生医療等製品販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
構造設備					
法 構規	40 の 5 5 の 2	4	<p>営業所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、再生医療等製品販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>再生医療等製品販売業の営業所の構造設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。</p> <p>(2) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p> <p>(3) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な再生医療等製品を取り扱わない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するためには必要な設備を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取扱品目の貯蔵、保管、授受等を保健衛生上支障なく行うことができる程度であること。</li> <li>○ 常時居住する場所及び不潔な場所との区別は、床面より天井に達する扉、引戸、壁又はガラスであること。 従って、カーテン、ブラインド、アコードオンカーテン等は認められないこと。 ただし、消防法等の規定により排煙等のための設備を設置することは差し支えないこと。</li> <li>○ 当該営業所と隣接する場所が、建物内の他の事務所・倉庫・作業室等であって、常時居住する場所又は不潔な場所でなければ、床の線引きや衝立等により、営業所が明確に区別できれば差し支えないこと。</li> <li>○ 冷暗貯蔵のための設備は、遮光した冷蔵庫とする。</li> <li>○ 取り扱う製品の安全性、有効性及び品質に影響を与えない保管設備を有すること。製品の形態に応じて、湿気、じんあい及び日光の曝射並びに経年変化、変質、変敗を防ぐに必要な設備を有すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貯蔵温度の規定のある再生医療等製品を取り扱う場合には、自記温度計を備える等、温度管理が十分に行えるものであること。</li> </ul>

## 第11 再生医療等製品販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
人的要件					
法	40 の5	5	<p>申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは再生医療等製品販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 ヘ 心身の障害により再生医療等製品販売業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ 他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	
令	2		<p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)</p> <p>(2) 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)</p> <p>(3) あへん法(昭和29年法律第71号)</p>		

## 第11 再生医療等製品販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	8		<p>(4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）  (5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）  (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）  (7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）  (8) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）  (9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）  (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）  (11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）  (12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）</p> <p>法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により再生医療等製品販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>		

### その他

法	40 の 6	1	<p>(管理者の設置)</p> <p>前条第1項の許可を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、再生医療等製品の販売を実地に管理させるために、営業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に該当する者（以下「再生医療等製品営業所管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>（管理者の基準）</p>	<p>○ 再生医療等製品営業所管理者は、派遣社員でないこと。 (H11.11.30薬食発1331号)</p>	
規則	196				

## 第11 再生医療等製品販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
	の4		<p>再生医療等製品営業所管理者に係る法第40条の6第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>(2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する科目を修得した後、再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者</p> <p>(3) 再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者</p> <p>(4) 都道府県知事が第1号から前号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p>	<p>○ 規則第196条の4第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者は、次のとおりとする。</p> <p>(H26.11.21薬食機参発1121第1号)</p> <p>①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者</p> <p>②再生医療等製品製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者</p> <p>③再生医療等製品製造業の製造管理者の要件を満たす者</p> <p>(再生医療等製品製造管理者の要件を満たす者)</p> <p>(1) 医師、医学の学位を持つ者</p> <p>(2) 歯科医師であって細菌学を専攻した者</p> <p>(3) 細菌学を専攻し修士課程を修めた者</p> <p>(4) 大学、専門学校等で微生物学、細胞生物学、分子生物学、発生生物学その他これらに関する内容を含む科目的講義及び実習を受講し、修得した後、3年以上の再生医療等製品又はそれと同等の保健衛生上の注意を要する医薬品、医療機器等の製造等に關</p>	

## 第11 再生医療等製品販売業

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	137 の 50		<p>(再生医療等製品総括製造販売責任者の基準) 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第23条の34第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 大学等で医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>(2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者</p> <p>(3) 厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p>	<p>する経験を有する者 (H26.8.6薬食発0806第3号)</p>	
法	40 の 6	2	<p>再生医療等製品営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>○ 再生医療等製品販売業の場所において、卸売販売業又は高度管理医療機器等販売業の許可を取得する場合、営業所管理者は兼務することができること。</p>	

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
必要な機能に関する要件					
法	6 の 2	1	<p>薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。</p> <p>（1号）</p> <p>構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
規則	10 の 2	1	<p>法第6条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1号）</p> <p>利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。</p> <p>（2号）</p> <p>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やむを得ない場合には、必ずしもあらかじめ椅子を備え付けておく必要はないが、この場合、利用者が座つて相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、見やすい場所にその旨掲示すること。</li> <li>○ 利用者の動線や利用エリア等を考慮して手すりを設置すること、入口に段差がないこと、車いすでも来局できる構造であること等利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者への服薬指導を実施する際に利用するカウンターにパーティション等を設置することにより仕切ることが考えられるが、相談できるスペースを十分確保する、他の利用者の待合場所とカウンターの距離を離す、他の利用者の目線や動線に配慮した配置にする、情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮する等、薬局全体において考慮した上で設備を検討すること。</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定に基づく建築物移動等円滑化基準</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法 規則	6 の 2 10 の 2	1 2	<p>(2号) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>法第6条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1号) 薬局開設者が、過去1年間(当該薬局を開設して1年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下同じ。)において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。)の構築に資する会議に継続的に参加させていること。</p> <p>(2号) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p>	<p>者に配慮した構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」とは、地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動であり、次に掲げる活動が考えられること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議</li> <li>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議</li> <li>・地域の多職種が参加する退院時カンファレンス</li> </ul> </li> <li>○ 以下に掲げるような体制を構築し、現に実施していること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① ハイリスク薬等を服用する外来の利用者が来局した際に、利用者から服薬状況や副作用の発生の有無などの服薬情報を入手し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>も参考にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加の頻度については、地域における会議の開催状況も踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていくこと。</li> <li>○ 会議への参加が関係機関から案内されるよう、薬局の対応について他の医療提供施設や関係機関への周知等も併せて行うこと。</li> <li>○ 左記の3会議と同様の趣旨の会議であれば、地方公共団体が定める条例・規則等に位置づけられる、地域課題の抽出や対応策の検討を行う会議も地域包括ケアシステムの構築に資する会議に含めることとして差し支えない。なお、継続的に開催されない会議や、研修会・講演会等は含まない。</li> </ul> <p>(R5.3.31事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の医療提供施設と連携しつつ、これらの対応が実施できることを、地域の医療機関に広く周知すること。</li> <li>○ 来局する利用者に対して十分理解されるよう、実施できる内容の掲示や必要に応じた説明をすること。</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(3号)</p> <p>薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均30回以上報告及び連絡させた実績があること。</p>	<p>② 入院時には、医療機関において適切な薬学的管理を行うため、地域連携薬局が有する利用者の入院前の服薬情報等を、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。</p> <p>③ 退院時には、退院後に地域連携薬局が適切な薬学的管理を行うため、退院時カンファレンスに参加し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等から入院時の服薬情報や退院後の療養上の留意点等について必要な指示・情報提供等を受けること。</p> <p>④ 在宅医療を行う際には、主治医の指示等に基づいて地域連携薬局が居宅等において適切に薬学的管理を行うため、在宅における服薬状況等を適切に把握し、利用者の薬物療法等に必要となる薬剤や医療材料等の情報とともに、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。</p> <p>○ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、申請の前月までの過去1年間において当該薬剤師から医療機関に勤務する薬剤師等に対して次に掲げる報告及び連絡をさせた実績が月平均30回以上あること。</p> <p>ア 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績</p> <p>イ 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績</p> <p>ウ 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績</p> <p>エ 居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績</p> <p>○ 報告及び連絡した実績に該当するものにつ</p>	<p>○ ア～エについては、いずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施することが望ましいこと。</p> <p>○ 報告及び連絡に用いる文書の様式については、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましいこと。</p> <p>○ 実績を達成すること自体を目的とするのではなく、当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や利用者が希望する場合等はその都度行うこと。</p> <p>○ 当該報告及び連絡によって、必ずしも処方変更等がされていなくとも実績に含めることとして差し支えないが、薬剤師法（昭和35年</p>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法規則	6 の 2	1	<p>(4号) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(3号) 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。</p>	<p>いては、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書（地域情報連携ネットワーク等を含む。）を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関や薬局の施設等に係る情報提供、服薬中の薬剤に係るお薬手帳への記載及び薬剤師法第24条に基づく疑義照会は、本規定における報告及び連絡させた実績には含まれないものであること。</li> <li>○ 地域における他の薬局に対して利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及び連絡することが求められるため、その方法等を明確にしておくこと。</li> </ul>	<p>法律第146号) 第24条に基づく疑義照会を行うべき内容の報告や、当該薬剤師による薬学的評価を記載せず、単に利用者の服薬状況に問題がないことを伝える報告、居宅等を訪問して薬剤を交付したことのみを伝える報告、後発医薬品への変更調剤等、情報提供する意義が明らかでないものは実績に含まない。 (R5.3.31事務連絡)</p>
	10 の 2	3	<p>法第6条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1号) 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明し、文書により交付すること又は薬袋へ記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域連携薬局をかかりつけの薬剤師のいる薬局としている利用者が、他の薬局を利用した際に、当該利用者からの同意の下で当該他の薬局からの求めに応じ、当該利用者の薬剤等の適正使用に必要となる情報を地域連携薬局から当該他の薬局に情報提供する場合が想定される。</li> <li>○ 開店時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日は4時間以上開局した上で、かつ週45時間以上開局していることが望ましく、本規定はそれ以外の時間の</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(2号) 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</p> <p>(3号) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていることを指すものである。例えば、地域で輪番制により対応している場合にはそれに参加していることが考えられる。</li> <li>○ 利用者に対しては、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと。</li> <li>○ 他の薬局開設者との連携に関しては、へき地、過疎地域等であって、日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に対応可能な他の薬局が存在しない場合には、柔軟に判断して差し支えない。</li> </ul>	<p>対応を想定しているものであること。 (R5.3.31事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者から電話相談等があった場合には、開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制を求めているものであり、利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師が対応すること。 かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応すること。また、当該相談内容の必要な事項については、調剤録に記載すること。</li> <li>○ 自局が24時間体制で対応する場合は、自局が24時間体制で対応している旨を、自局内の見やすい場所に加えて、自局の外側の見やすい場所に掲示することをもって、当該基準を満たしていると考える。また、自局のホームページ等にも見やすく表示することが望ましい。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 自治体が関与する仕組みなどにより、特定の薬局に対し、地域の薬局が交代で当該薬局に勤務する薬剤師を派遣して対応している場合には、当該基準を満たしていると考えて差し支えない。 なお、休日・夜間診療所等への薬剤師の派遣では、当該基準を満たしていると考えることはできない。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 地域の医薬品の提供体制を整備する際には、当該薬局の在庫として保管する医薬品の情報を探査薬局に提供する等による周知を行うこと。</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(4号) 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。</p> <p>(5号) 無菌製剤処理を実施できる体制(第11条の8第1項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。)を備えていること。</p> <p>(6号) 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 麻薬の調剤の求めがあつた場合には、その薬局で調剤させる体制を備えること。</li> <li>○ 速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築しておくこと。</li> <li>○ 自局で無菌製剤処理をする場合は、薬局内にクリーンベンチ、安全キャビネット又は無菌調剤室を設けていること。</li> <li>○ 日常生活圏域(中学校区)及び近接する日常生活圏域に無菌製剤処理が可能な他の薬局が存在しない場合には、無菌製剤処理の調剤に限り、当分の間、適切な実施薬局を紹介すること等の対応で差し支えない。 その場合、紹介する薬局をあらかじめ確保し、無菌製剤処理が必要な調剤の対応が円滑に実施できるよう具体的な手続を手順書等に記載しておくこと。</li> <li>○ 厚生労働省から公表している各種資材の活用はもとより、医薬品に係る副作用等の報告の対応、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加、製造販売業者による市販直後調査への協力のほか、医薬品リスク管理計画(RMP: Risk Management Plan)に基づく患者向け資料の活用、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施している「医薬品医療機器情報配信サービス」(PMDAメディナビ)等を活用した服薬指導等の対応が考えられる。</li> </ul>	<p>とが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在庫として保管する品目数や種類は当該薬局の調剤状況等に応じて薬局で判断しても差し支えないが、薬局の事情等により麻薬の調剤を断ることは認められないものであること。</li> <li>○ 無菌調剤室・安全キャビネット・クリーンベンチ等の設備を保有していても、速やかに調剤できる状態でなければ、要件を満たしていると考えることはできない。 (R5.3.31事務連絡)</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			(7号) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として、「常勤」は、当該薬局に週当たり32時間以上勤務、「継続して1年以上常勤として勤務」は、申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当するものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば常勤として取り扱うものとする。ただし、薬局の管理者における勤務時間の取扱いについては、これまでどおり「薬局等の許可等に関する疑義について」(H11.2.16医薬企第17号)に従う必要がある。 なお、傷病等により就業規則に基づき所定労働時間が短縮され、週当たり勤務時間が32時間未満である場合は、常勤の薬剤師としては取り扱わない。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。 なお、傷病等により就業規則に基づく休暇を取得した場合は、再度常勤として勤務する際に、当該休暇期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。また、傷病等により就業規則に基づき所定労働時間が短縮され、週当たり勤務時間が32時間未満である場合も、所定労働時間が短縮された期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、再度常勤として勤務する際に、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(8号) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。</p> <p>(9号) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師を、本規定を満たす者として取り扱うこととする。</li> <li>○ 常勤の考え方は、上記(7号)と同様である。</li> </ul> <p>○ あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。</p>	<p>支えない。 (R5.3.31事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(H28.2.12薬生発0212第5号)においては、健康サポート薬局の要件に関し、研修修了薬剤師に求めていいる一定の実務経験については「過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あるものとすること。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとすること。」とされている。 常勤薬剤師について、薬局の薬剤師としての経験が5年に満たない場合であっても、研修実施機関において、研修の修了証とは別に当該薬剤師が研修の受講を修了した旨の証明書が発行され、申請時にその証明書を提示すれば、当該基準を満たす薬剤師として差し支えない。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容する。</li> <li>○ 申請時に添付する資料のうち、認定基準適合表に添付する研修の実施計画の写しについては、今後の研修の実施計画に加に加え、申請以前に実施した直近の研修を含む実施計画である必要がある。 なお、地域連携薬局に勤務する薬剤師は、地域包括ケアシステムに係る内容を理解した上で業務に携わる必要があるため、認定取得までに当該薬局に勤務する全ての薬剤師に対し地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修を受講させる必要がある。</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法 規則	6 の 2 10 の 2	1 4	<p>(10号)</p> <p>当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。</p> <p>(4号)</p> <p>居宅等（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第22条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。</p> <p>法第6条の2第1項第4号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1号)</p> <p>居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。</p> <p>ただし、都道府県知事が別に定める場合にあ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新薬の情報、同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすこと。</li> <li>申請の前月までの過去1年間において情報提供した実績があること。</li> <li>実績として計上する回数は居宅等を訪問して指導等を行った回数とするが、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った人数にかかわらず1回と</li> </ul>	<p>(R5.3.31事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬局において薬事に関する実務に従事しない薬剤師は、「全ての薬剤師」には含まれないと解釈して差し支えない。なお、週当たり勤務時間が少ない場合においても、薬局において薬事に関する実務に従事する可能性がある場合には、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修を受講させる必要がある。</li> </ul> <p>(R5.3.31事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単に一度提供したら役割を果たすものではなく、必要に応じて都度情報提供を行うとともに、他の医療提供施設から必要な情報提供の相談があればそれに応じること。</li> <li>実績を達成すること自体を目的とすることなく、当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や、利用者が希望する場合等にその都度行うことが求められていること。</li> </ul>

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>つては、月平均2回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。</p> <p>(2号) 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。</p>	<p>すること。また、同一人物に対する同一日の訪問回数は、訪問回数にかかわらず1回とすること。</p> <p>○ 薬局で保管する医療機器・衛生材料は、薬局において必要と判断するものに限って差し支えないが、保管したもの以外のものが必要になった場合には速やかに入手できる体制を構築しておくこと。</p>	<p>○ 訪問診療を利用する者に対してだけではなく、訪問診療に関わる医療機関等に対しても必要に応じて医療機器や衛生材料の提供を行うこと。</p>

### 人的要件

法 法 法	6 の4 6 の4 5	1 2 2 5	<p>第6条の2第1項又は前条第1項の認定の申請者が、第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるときは、第6条の2第1項又は前条第1項の認定を与えないことができる。</p> <p>第5条(第3号に係る部分に限る。)の規定は、第6条の2第1項及び前条第1項の認定について準用する。</p> <p>(3号) 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは地域連携薬局の認定を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ その他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p>	
-------------	-------------------------	------------------	---	--	--

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
令	2		<p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ヘ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p> <p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</p> <p>(2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）</p> <p>(3) あへん法（昭和29年法律第71号）</p> <p>(4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）</p> <p>(5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）</p> <p>(6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）</p> <p>(7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号)</p> <p>(8) 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）</p> <p>(9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）</p> <p>(10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）</p>	<p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	

## 第12 地域連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	8		<p>(11)再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成25年法律第85号)</p> <p>(12)臨床研究法 (平成29年法律第16号)</p> <p>法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>		

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
必要な機能に関する要件					
法	6 の3	1	<p>薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。</p> <p>（1号）</p> <p>構造設備が、情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
規則	10 の3	1	法第6条の3第1項の厚生労働省で定める傷病の区分は、がんとする。		
規則	10 の3	2	<p>法第6条の3第1項第1号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1号）</p> <p>利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。</p> <p>（2号）</p> <p>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やむを得ない場合には、必ずしもあらかじめ椅子を備え付けておく必要はないが、この場合、利用者が座つて相談を受けられることができることについて、利用者が容易に認識できるよう、見やすい場所にその旨掲示すること。</li> <li>○ 利用者の動線や利用エリア等を考慮して手すりを設置すること、入り口に段差がないこと、車いすでも来局できる構造であること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個室に限らず、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所であれば要件を満たすとみなし得るものであり、具体的な対応は、薬局の規模や構造などによって異なる。</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定に基づく建築物移動等円滑化基準</li> </ul>

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法 規則	6 の 3 10 の 3	1 3	(2号) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。  (1号) 法第6条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。  (2号) 薬局開設者が、過去1年間(当該薬局を開設して1年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下同じ。)において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第1項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。	利用者に配慮した構造であること。	も参考にすること。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県知事が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関とする。</li> <li>○ 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県知事が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関」は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> <li>・国立がん研究センター</li> <li>・特定領域がん診療連携拠点病院</li> <li>・地域がん診療病院</li> <li>・小児がん拠点病院</li> <li>・小児がん中央機関</li> <li>・がんゲノム医療中核拠点病院</li> <li>・がんゲノム医療拠点病院</li> <li>・都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関 (R5.3.31事務連絡)</li> </ul> </li> <li>○ 以下に掲げるような体制を構築し、現に実施していることが求められる。 ① がん治療を行った医療機関における患者</li> </ul>	

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(3号) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第1項に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第1号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。</p>	<p>の治療方針（レジメン等）を理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師・薬剤師等に提供すること。</p> <p>② 外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局ががん治療に係る医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請の前月までの過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬剤師からがん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して、当該薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち半数以上のがん患者について情報の報告や連絡を行わせた実績があること。</li> <li>○ 報告及び連絡した実績に該当するものについては、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。</li> <li>○ 医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関や薬局の施設等に係る情報提供、服薬中の薬剤に係るお薬手帳への記載及び薬剤師法第24条に基づく疑義照会は、本規定における報告及び連絡させた実績には含まれないも</li> </ul>	<p>設に広く周知するとともに、薬局に来局する利用者に対して十分理解されるよう、実施できる内容の掲示や必要に応じた説明等で積極的な周知を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん患者とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。</li> <li>○ 報告及び連絡に用いる文書の様式については、がん治療に係る医療機関とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましいこと。</li> <li>○ 実績を達成すること自体を目的とするのではなく、当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や利用者が希望する場合等はその都度行うこと。</li> <li>○ がんが寛解したことにより、がん治療を休止した患者は、「がん患者」に含まない。ただし、がんの寛解後も、がん治癒や寛解状態維持のための内分泌療法等を継続している患者は、「がん患者」に含まれる。また、がんが寛解等していないが、抗がん剤による積極的な治療を行わず、疼痛緩和のみを実施する患者について、専門医療機関との連携において把握している場合は、「がん患者」に含まれる。</li> </ul>

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法 規則	6 の 3 10 の 3	1 4	<p>(4号) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第1項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(3号) 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。</p> <p>法第6条の3第1項第3号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする (1号) 開店時間以外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</p>	<p>のであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の薬局に利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等の使用に関する情報を報告及び連絡するための方法等を明確にしておくこと。</li> <li>○ 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明し、文書により交付すること又は薬袋へ記載すること。</li> </ul>	<p>(R5.3.31事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の薬局をかかりつけの薬剤師のいる薬局としていた利用者が、がんの治療にあたり必要な薬剤等に関しては当該専門医療機関連携薬局を利用している場合、利用者の同意の下で他の薬局からの求めに応じて、薬剤の適正使用に必要となる利用者の情報を当該他の薬局に情報提供する場合が想定される。なお、「他の薬局」には地域連携薬局も含まれること。</li> <li>○ 開店時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日は4時間以上開局した上で、かつ週45時間以上開局していることが望ましく、本規定はそれ以外の時間の対応を想定しているものであること。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 利用者から電話相談等があった場合には、開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制を求めているものであり、利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師が対応すること。 かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応すること。</li> </ul>

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(2号) 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</p> <p>(3号) 在庫として保管する第1項に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。</p> <p>(4号) 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。</p> <p>(5号) 医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていることを指すものである。例えば、地域で輪番制により対応している場合にはそれに参加していることが考えられる。</li> <li>○ 利用者に対しては、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと。</li> <li>○ 他の薬局開設者との連携に関しては、へき地、過疎地域等であって、日常生活圏域(中学校区)及び近接する日常生活圏に対応可能な他の薬局が存在しない場合には、柔軟に判断して差し支えない。</li> <li>○ 対象として考えられる医薬品としては、抗がん剤のほか支持療法で用いられる医薬品を含むものであること。</li> <li>○ 麻薬の調剤の求めがあつた場合には、その薬局で調剤させる体制を備えること。</li> <li>○ 速やかに必要な麻薬入手できる体制を構築しておくこと。</li> <li>○ 厚生労働省から公表している各種資材の活用はもとより、医薬品に係る副作用等の報告の対応、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自局が24時間体制で対応する場合は、自局がその旨を、自局内の見やすい場所に加えて、自局の外側の見やすい場所に掲示することをもって、当該基準を満たしていると考える。また、自局のホームページ等にも見やすく表示することが望ましい。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 自治体が関与する仕組みなどにより、特定の薬局に対し、地域の薬局が交代で当該薬局に勤務する薬剤師を派遣して対応している場合には、当該基準を満たしていると考えて差し支えない。 なお、休日・夜間診療所等への薬剤師の派遣では、当該基準を満たしていると考えることはできない。 (R5.3.31事務連絡)</li> <li>○ 当該薬局における抗がん剤等の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うことが望ましい。</li> <li>○ 在庫として保管する品目数や種類は当該薬局の調剤状況等に応じて薬局で判断しても差し支えないが、薬局の事情等により麻薬の調剤を断ることは認められないものであること。</li> </ul>

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(6号) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。</p>	<p>業への参加、製造販売業者による市販直後調査への協力のほか、医薬品リスク管理計画 (RMP: Risk Management Plan) に基づく患者向け資料の活用、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施している「医薬品医療機器情報配信サービス」(PMDAメディナビ) 等を活用して服薬指導等の対応が考えられる。</p> <p>○ 原則として、「常勤」は、当該薬局に週当たり32時間以上勤務、「継続して1年以上常勤として勤務」は、申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当するものであること。</p>	<p>○ 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば常勤として取り扱うものとする。ただし、薬局の管理者における勤務時間の取扱いについては、これまでどおり「薬局等の許可等に関する疑義について」(H11.2.16医薬企第17号)に従う必要がある。</p> <p>なお、傷病等により就業規則に基づき所定労働時間が短縮され、週当たり勤務時間が32時間未満である場合は、常勤の薬剤師としては取り扱わない。</p> <p>(R5.3.31事務連絡)</p> <p>○ 常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、傷病等により就業規則に基づく休暇を取得した場合は、再度常勤として勤務する際に、当該休暇期間を除き1年以上常勤とし</p>

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(7号) 第6項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。</p> <p>(8号) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年内ごとに、第1項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該薬剤師は規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する薬剤師であること。</li> <li>○ 常勤の考え方は、上記(6号)の取扱と同様である。</li> <li>○ あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。</li> </ul>	<p>て勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。また、傷病等により就業規則に基づき所定労働時間が短縮され、週当たり勤務時間が32時間未満である場合も、所定労働時間が短縮されていた期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、再度常勤として勤務する際に、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。</p> <p>(R5.3.31事務連絡)</p> <p>○ 外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容する。</p> <p>○ 申請時に添付する資料のうち、認定基準適合表に添付する研修の実施計画の写しについては、今後の研修の実施計画に加え、申請以前に実施した直近の研修を含む実施計画である必要がある。</p> <p>なお、専門医療機関連携薬局に勤務する薬剤師は、第1項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関するに係る内容を理解した上で業務に携わる必要があるため、認定取得までに当該薬局に勤務する全ての薬剤師に対し上記内容に関する研修又はこれに準ずる研修を受講させる必要がある。</p> <p>(R5.3.31事務連絡)</p>

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
			<p>(9号) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第1項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行つてること。</p> <p>(10号) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第1項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修内容は、専門的な薬学的知見に基づく指導等の内容のみならず、利用者が安心して医療を受けることができるよう、コミュニケーション等を含めた指導方法等の内容も含まれること。</li> <li>○ あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。</li> <li>○ 抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、承認審査で用いられた臨床試験の情報、PMDAにおける当該医薬品の審査報告書の情報、医薬品リスク管理計画書（RMP）の情報など、がん治療で用いられる医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすこと。</li> <li>○ 申請の前月までの過去1年間において情報提供した実績があること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修の実施にあたっては、必要に応じて日頃から連携しているがん治療に係る医療機関の協力も得ながら実施すること。</li> <li>○ 単に一度提供したら役割を果たすものではなく、必要に応じて都度情報提供を行うとともに、他の医療提供施設から必要な情報提供の相談があればそれに応じること。</li> </ul>

### 人的要件

法	6 の4	1	第6条の2第1項又は前条第1項の認定の申請者が、第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるときは、第6条の2第1項又は前条第1項の認定を与えないことができる。		
法	6 の4	2	第5条(第3号に係る部分に限る。)の規定は、第6条の2第1項及び前条第1項の認定について準用する。		

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
法	5		<p>(3号) 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは専門医療機関連携薬局の認定を与えないことができる。</p> <p>イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者</p> <p>ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者</p> <p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ヘ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ト 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者</p>	<p>○ 薬事に関する業務に責任を有する役員とは、次の者をいう。</p> <p>① 株式会社(特例有限会社を含む)にあっては、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役。</p> <p>② 持分会社にあっては、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員。</p> <p>③ その他の法人にあっては、①及び②に準ずる者。</p> <p>※薬事に関する法令とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいう。</p> <p>(R3.1.29薬生総発0129第1号、薬生薬審発0129第3号、薬生機審発0129第1号、薬生安発0129第2号、薬生監麻発0129第5号)</p>	
令	2		<p>法第5条第3号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)</p> <p>(2) 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)</p> <p>(3) あへん法(昭和29年法律第71号)</p> <p>(4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)</p>		

## 第13 専門医療機関連携薬局

種類	条	項	法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
規則	8		<p>(5) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）  (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）  (7) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）  (8) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）  (9) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）  (10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）  (11) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）  (12) 臨床研究法（平成29年法律第16号）</p> <p>法第5条第3号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>		

## 兵庫県における薬局業務運営ガイドライン

### (1)趣旨

従来、薬局は主として医薬品の供給を通じて県民の保健衛生の向上に寄与してきた。

薬局に関する法制度や行政運営もこのような薬局の医薬品の供給業としての側面に着目して行われてきた。

高齢化の進行、県民の意識の変化、医療保険制度の改革等を踏まえると、今後薬局は調剤、医薬品の供給等を通じ県民に対し良質かつ適切な医療を供給し、地域包括ケアシステムの一員として地域保健医療に貢献する必要がある。

そのためには、薬局薬剤師の自覚と行動を促し、患者本位の良質な医薬分業を推進するとともに、地域における医薬品の供給・相談役として地域住民に信頼される「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成する必要がある。

薬局に関する法制度や行政運営についてもこのような薬局の役割、位置づけを明確にしたうえ、薬局の地域保健医療への貢献を促す方向で見直しを図っていくことが求められている。

以上のような問題認識から、平成5年4月30日付け薬発第408号厚生省薬務局長通知及び同日付け薬企第37号同省薬務局企画課長通知による「薬局業務運営ガイドラインについて」を基に、平成27年10月厚生労働省作成「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、今般、兵庫県として薬局自らが自主的に達成すべき目標であると同時に、薬局に対する行政指導の指針として、薬局の業務運営の基本的事項について「兵庫県における薬局業務運営ガイドライン」

(以下「ガイドライン」という。)を定めたものである。

### (2)運用上の留意事項

ア ガイドラインは、薬局に対する行政指導の指針として定めるものであるから、相手方に対する説明と合意によりガイドラインの趣旨、目的の達成に努めること。

イ 薬局の業務運営の内容は、地域の実情に応じた指導を行うこと。

ウ ガイドラインの趣旨、内容等について種々の機会をとらえ周知に努めて薬局の自主的な改善を促すこと。

### 「兵庫県における薬局業務運営ガイドライン」

#### 1 薬局の基本理念

##### (1) 調剤を通じ良質かつ適切な医療の供給

薬局は、調剤、医薬品の供給等を通じて県民に対し良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

##### (2) 地域保健医療への貢献

薬局は地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等と連携をとり、地域包括ケアシステムの一員として地域保健医療に貢献しなければならない。

なお、薬局は、かかりつけ薬局としての基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能（健康サポート機能）を備えることが望ましい。

(3) 薬局選択の自由

薬局は、県民が自由に選択できるものでなければならない。

2 医療機関、医薬品製造販売業者及び卸売業者からの独立

(1) 薬局は、医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していること。

(2) 薬局は、医療機関と処方箋の斡旋について約束を取り交していないこと。

(3) 薬局は、医療機関に対し処方箋の斡旋の見返りに、方法のいかんを問わず、金銭、物品、便益、労務、供応その他経済上の利益の提供を行っていないこと。

(4) 薬局は、医薬品の購入を特定の製造販売業者、特定の卸売業者又はそれらのグループのみに限定する義務を負っていないこと。

3 薬局の名称、表示

(1) 薬局の名称は、薬局と容易に認識できるよう「薬局」を付した名称とし積極的に表示すること。

(2) 特定の医療機関と同一と誤解されるような名称は避けること。

4 構造設備

(1) 地域保健医療を担うのにふさわしい施設であること。特に清潔と品位を保つこと。

(2) 薬局等構造設備規則に定められているほか、処方箋応需の実態に応じ、十分な広さの調剤室及び患者の待合に供する場所（いす等を設置）等を確保すること。

なお、来局者が気軽に相談できるスペースを確保することが望ましい。

(3) 患者のプライバシーに配慮しながら薬局の業務を行えるよう、パーテーション等の構造・設備の設置に努めること。

(4) 薬局は、利用者の便に資するよう、公道に面していること。

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく建築物移動等円滑化基準に準じた構造とするよう努めること。

5 開設者

(1) 開設者は、医療の担い手である薬剤師であることが望ましい。

(2) 開設者は薬局の地域保健医療の担い手としての公共的使命を認識し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、薬剤師法等の関係法令及びガイドラインに従った薬局業務の適正な運営に努めること。

(3) 開設者は薬局の管理者が医薬品医療機器等法第8条に規定する義務及びガイドラインを守るために必要と認めて述べる意見を十分尊重すること。

(4) 開設者はその薬局に勤務する薬剤師等の資質の向上に努めること。  
特に、地域包括ケアシステムに関する研修や薬剤師としての役割を發揮するためのコミュニケーション能力を高める取り組み等、必要な研修の機会を積極的に提供するよう努めること。

(5) 開設者は、地域の薬剤師会が地域の保健医療の向上のため行う処方箋受け入れ体制の整備等の諸活動に積極的に協力すること。

(6) 開設者は薬局の業務運営について最終的な責任を負うこと。

## 6 管理者

薬局の管理者は、ガイドラインに従った薬局業務の適正な運営に努めること。

## 7 保険薬局の指定等

(1) 薬局は、保険薬局の指定を受けること。  
(2) 薬局は、麻薬小売業者の免許を受けるよう努めること。

## 8 薬剤師の確保等

(1) 業務の適正な運営を図るため、薬局の処方箋受付状況等を配慮した薬剤師の勤務体制をとること。  
(2) 薬剤師は、薬事関係法規に精通するほか、医療保険関係法規等（老人保健、公費負担関係を含む。）を十分理解し、適正な調剤等に努めること。  
(3) 薬剤師は、薬局の業務を適正に遂行するため、薬剤師研修センター、薬剤師会及び薬科大学等が開催する研修を受講し、また自主的な学習に努めること。

## 9 医薬品の備蓄

(1) 薬局は、医療機関が発行する処方箋を円滑に受け入れることができるよう、地域の実情に応じ必要な調剤用医薬品を備蓄すること。  
なお、備蓄する医薬品の数は、処方箋応需の意思が疑われるような少ない品目数でないこと。  
(2) 備蓄する医薬品は、その多くが特定の製造販売業者の製品に限定されていないこと。  
(3) 患者等が持参した処方箋に、薬局に在庫していない医薬品が処方されていた場合に備えて、地域の薬剤師会が設置する備蓄センターの利用、卸売業者の協力、地域薬局間での医薬品の分譲等により、迅速に調剤用医薬品が調達できる体制を講じておくこと（麻薬小売業者間譲渡許可制度を含む。）。

## 10 開局時間

(1) 開局時間は、地域の医療機関や患者の需要に対応できるものであること。  
特定の医療機関からの処方箋応需にのみ対応し、当該医療機関の診療時間外及び休診日に処方箋を応需していない薬局は、早急に改善を図ること。  
(2) 開局時間を住民の見やすいところに表示すること。

(3) 原則として平日の開局日には連続して開局（午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上）するとともに、土日どちらかにも一定時間開局するほか、地域の医療機関全体の診療時間やその薬局の機能に応じて開局時間を設定すること。

## 11 24時間対応

(1) 薬剤師が薬局の開局時間内に限らず調剤や在宅対応に応えられるよう、薬局としても地域包括ケアの一環として、電話相談や調剤等の必要な対応（24時間対応）を行う体制を確保すること。

(2) 薬局単独での実施が困難な場合には、地域の薬剤師会が主導的な役割を発揮するなどして、近隣の薬局との連携体制の構築や、地域の薬剤師会のバックアップにより輪番で対応することが望ましい。

(3) 閉局時には、連絡先又は近隣で開局している当番薬局の案内等を外部から見やすいところに掲示すること。

## 12 業務

### (1) 処方箋応需

ア 薬剤師は、責任をもって処方箋を受け付け、正確かつ迅速に調剤を行うこと。

イ 薬局は、患者等が持参した処方箋を応需するのが当然の義務であり、拒否できる正当な理由とは、以下のような場合が挙げられること。

なお、やむを得ず断る場合には、患者等にその理由を良く説明し、適切な調剤が受けられるよう措置すること。また、処方医薬品がその薬局に備蓄されていないことを理由とした拒否は認められないものであること。

(ア) 処方箋の内容に疑義があるが処方医師（又は医療機関）に連絡がつかず、疑義照会できない場合。ただし、当該処方箋の患者がその薬局の近隣の患者の場合は処方箋を預かり、後刻処方医師に疑義照会して調剤すること。

(イ) 患者の症状等から早急に調剤薬を交付する必要があるが、医薬品の調達に時間を要する場合。ただし、この場合は即時調剤可能な薬局を責任もって紹介すること。

(ウ) 災害、事故等により、物理的に調剤が不可能な場合。

ウ 恒常的処方箋応需拒否薬局

正当な理由がなく恒常的に処方箋応需を拒否する薬局は、患者に迷惑をかけ、薬局に対する国民の信頼を裏切るとともに、薬局、薬剤師に求められている使命、社会的役割を自ら放棄するものであるから、店舗販売業へ転換すること。

### (2) 薬歴管理・服薬指導

ア 薬剤師は、医薬品の有効で安全な使用、特に重複投薬や相互作用の防止に資するため、患者について調剤された薬剤ばかりでなく、必要に応じ一般用医薬品等を含めた薬歴管理を行い、適切な服薬指導を実施すること。

また、必要に応じ処方医師へ処方の変更等について相談し、その過程の記録を残すなど、患者のための医療を心がけること。

なお、患者情報の一元的・継続的把握のための電子薬歴の導入に努めること。

イ 薬剤師は、主治医との連携、患者に対する丁寧なインタビュー、患者に発行されたお薬手帳の内容の把握等を通じて、当該患者がかかっている全ての医療機関を把握し、要指導医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、それに基づき適切に薬学的管理・指導を行うよう努めること。

ウ 薬剤師は、患者にお薬手帳の意義・役割を説明し、その活用を促すとともに、一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、お薬手帳の一冊化・集約化に努めること。

なお、個人情報の保護にも十分留意するとともに、患者の十分な理解を得た上で、電子版お薬手帳の活用を検討すること。

### (3) 疑義照会・処方医師へのフィードバック

ア 薬剤師は、患者が有効かつ安全に調剤された薬剤を使用することができるよう、患者の薬歴管理の記録や患者等との対話を基に薬学的見地から処方箋を確認し、必要に応じて疑義照会を行うこと。

イ 薬剤師は、処方医師への疑義照会や患者とのやりとりを通じて入手した情報をもとに、必要に応じ、処方医師に対して処方提案を実施することが望ましい。他方、薬局は、薬剤師がこうした活動を円滑に行えるよう、医療機関等との連携体制を備えておくよう努めること。

ウ 薬剤師は、調剤後も患者の状態を継続的に把握し、薬学的専門性の観点から気がついたことを含め服薬情報や副作用等の情報について、処方医師へのフィードバックを行うとともに、飲み残しがある場合には残薬管理を行ったり、必要に応じて処方の変更等を処方医師へ提案するよう努めること。

### (4) 薬袋等への記載

薬袋等へは、薬剤師法施行規則で定める事項のほか、服用に際しての注意、問い合わせ先など、患者のために必要な情報をできるだけ記載すること。

### (5) 受診の勧め

ア 要指導医薬品及び一般用医薬品や健康食品の購入目的で来局した利用者からの相談はもとより、地域住民からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診や健診の受診勧奨を行うこと。

イ 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に当たって、それらの医薬品の適用外と思われる場合は、患者が適正な受診の機会を逃すことのないよう、速やかに「かかりつけ医」等への受診を勧めること。

### (6) ファクシミリ患者サービス

薬局は、ファクシミリを設置することが望ましい。

なお、処方箋受入れ準備体制のためのファクシミリの利用については、薬局が医療機関と申し合わせ、患者等の意思に反して、特定の薬局へ処方内容を電送するよう誘導又は限定することは、認められないものであること。

(7) 医療機関等との連携

地域の社会資源等に関する情報を十分把握し、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーションなどの地域包括ケアの一翼を担う多職種と連携体制を構築すること。

13 要指導医薬品及び一般用医薬品の供給

(1) 薬局は、調剤とあわせて要指導医薬品及び一般用医薬品の供給に努めること。

(2) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に当たっては、必要に応じ薬歴管理を行うとともに、適切な服薬指導を実施すること。

14 医薬品情報の収集等

(1) 常に、医薬品の有効性・安全性に関する情報、副作用情報、保健・医療・介護・福祉情報などを収集し、薬局業務に資すること。

(2) 薬局の業務を円滑に推進するため、関係機関・団体との連絡を密にするとともに、地域住民に必要な情報の提供に努めること。

(3) 医薬品等の副作用等について、薬局利用者からの収集にも努めること。

(4) ヒヤリ・ハット事例等を収集し、必要に応じて手順書に反映する等、調剤過誤の防止に努めること。

15 広告

地域保健医療に貢献する薬局として、県民及び医療関係者の信頼を損うことのないよう、品位のある広告に留意すること。

16 在宅医療・福祉

(1) 薬局及び薬剤師は、調剤及び介護用品等の供給を通じ、在宅医療、福祉に積極的に貢献するよう努力すること。

(2) 薬剤師・薬局においては、服薬アドヒアランスの向上や残薬管理等の業務を始めとして、在宅対応への積極的な関与に努めること。

なお、地域ケア会議等の地域の他職種が参加する会議への出席に努めること。

17 薬事衛生等への参画

薬局の薬剤師は、薬物乱用防止、学校薬剤師活動、地域の環境衛生の維持向上等に積極的に参画するよう努めること。

18 後発医薬品の使用促進

(1) 薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。

(2) 薬剤師は、処方医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めること。

## 卸売販売業における管理者の兼務許可取扱要領

### 第1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による卸売販売業における管理者の兼務の許可（以下、「兼務の許可」という。）の要件等を定め、その取扱いを適正に行うこととする。

### 第2 許可の要件

兼務の許可は、平成9年3月31日付け薬発第462号厚生省薬務局長通知及び平成12年5月15日付け医薬発第509号厚生省医薬安全局長通知に基づいて、次に掲げる者に対して与える。

1 医薬品のサンプルのみを扱う卸売販売業（以下、「サンプル卸」という。）又は体外診断用医薬品のみを扱う卸売販売業（以下、「体外診断用医薬品卸」という。）の営業所の場合であって次のすべてに該当する者

なお、管理者を兼務しようとする営業所の数及び地理的範囲については問わない。

- (1) 兵庫県内の卸売販売業の営業所管理者として従事している又は従事しようとする者
- (2) 同一営業者の営業所管理者を兼務しようとする者
- (3) 日本製薬団体連合会策定の「管理薬剤師及びその兼務に関する業務管理要項（サンプル卸用）」（管理薬剤師を営業所管理者と読み替る）又は「同要項（体外診断用医薬品卸用）」に従った管理体制が確立している営業所管理者を兼務しようとする者

2 次のすべてに該当する者

なお、管理者を兼務しようとする営業所の数は問わないが、県内にある営業所間に限り、兼務を認める。

- (1) 同一営業者の営業所の管理者を兼務しようとする者
- (2) 麻薬、覚せい剤原料及び向精神薬を扱っていない営業所の管理者を兼務しようとする者
- (3) 分割販売を行っていない営業所の管理者を兼務しようとする者
- (4) 法第25条第3号にある「その他厚生労働省令で定める者」に販売を行っていない営業所（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則。（以下「規則」という。）第138条参照）の管理者を兼務しようとする者
- (5) 別途策定の「営業所管理者及びその兼務に関する業務管理要項（その他卸用）」に従った管理体制が確立している営業所の管理者を兼務しようとする者

### 第3 許可申請の方法

1 申請書の様式

様式1によること。

## 2 申請書の提出先

兼務しようとする営業所が保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）にある場合は薬務課、その他の地域にある場合は当該営業所を管轄する健康福祉事務所（ただし、芦屋、宝塚、伊丹、加古川、加東、中播磨、龍野、赤穂、豊岡、朝来、丹波及び洲本健康福祉事務所に限る。以下同じ。）が提出先となる。

なお、兼務しようとする営業所が兵庫県内に複数所在する場合は、営業所ごとに申請するのではなく、いずれかの営業所を所管する薬務課又は健康福祉事務所が提出先となる（薬務課管轄の営業所を含む場合は薬務課に申請するよう指導すること。）。

また、兼務許可をした薬務課又は健康福祉事務所は、兼務する他の営業所を管轄する薬務課又は健康福祉事務所にその旨、情報提供すること。

## 3 申請書の提出部数

正副2部提出。

## 4 手数料

なし

## 5 誓約書

兼務しようとする営業所の営業者からの業務管理要項に関する誓約書（様式2-1、2-2）を申請書に添付するよう指導すること（1部提出）。

## 第4 許可指令書の交付

兵庫県知事又は県民局長は、兼務の許可をしたときは、申請者に対して様式3の許可指令書を交付する。

なお、許可指令書には、申請書の副本を付けて割印等を行うこと。

## 第5 兼務許可申請時の留意事項

1 兵庫県内で新たに卸売販売業の許可を受けようとする営業所の管理者が、他の営業所の管理者を兼務しようとする場合は、卸売販売業の許可申請とともに管理者に兼務の許可申請を行うよう営業者に指導すること。

2 兵庫県内の既許可営業所において管理者を兼務しようとする場合は、管理者が兼務の許可を受けた後、管理者が変更となった営業所に関して、規則第16条に規定する管理者の変更の届出を行うよう営業者に指導すること。

なお、管理者の変更の届出に兼務の許可指令書の写しを添付するよう指導すること。

3 サンプル卸又は体外診断用医薬品卸であって、兼務しようとする営業所が県外の営業所の場合は、兵庫県知事又は県民局長による兼務の許可のほかに、当該営業所を管轄する都道府県知事等による兼務の許可が必要となるので、当該都道府県の兼務の許可の取扱いについて確認の上、兼務の許可を取得するよう指導すること。

## 第6 許可内容の変更

- 1 兼務の許可内容のうち次に掲げる場合は、新たに許可申請が必要となる。
  - (1) 兼務の許可を受けた営業所と異なる営業所を兼務しようとする場合
  - (2) 兼務の許可を受けた営業所が改装等により許可を取り直した場合
- 2 兼務の許可内容のうち次に掲げる場合は、兼務の許可の手続きは不要である。
  - (1) 兼務の許可を受けた営業所の名称又は住居表示による所在地の変更の場合
  - (2) 兼務の許可を受けた営業者の氏名又は住所の変更の場合
  - (3) 兼務の許可を受けた営業所管理者の氏名又は住所の変更の場合
  - (4) 兼務の許可を受けた営業所が減る場合

## 第7 営業所の管理者の兼務の廃止届

次に掲げる場合には、兼務の許可を受けた営業所の管理者から、兼務の許可指令書を交付した薬務課又は健康福祉事務所に、速やかに廃止届書(様式4)を提出するよう指導すること(1部提出)。

なお、届書には兼務の許可指令書の添付が必要である。

- (1) 兼務をやめた場合
- (2) 新しい兼務の許可を受けた場合
- (3) 兼務の許可の要件を満たさなくなった場合

### 附 則

この要領は、平成9年12月25日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、平成10年6月9日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、平成21年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、平成25年2月5日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、令和2年1月30日から施行する。

### 附 則

この要領の一部改正は、令和3年1月1日から施行する。

## 卸売販売業管理者兼務許可申請書

兼務する管理者と	氏名			
	住所			
	薬剤師名簿 登録番号	薬剤師名簿 登録年月日		
兼営務業し所によのう営業と業者する	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
兼務する営業所と	営業所の名称	営業所の所在地	区分	許可番号

上記により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第4項で規定する許可を申請します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話 ( ) —

電子メール

兵庫県知事様

県民局長様

(注)兼務しようとする店舗の区分欄には、「サンプル卸」、「体外診断用医薬品卸」、「その他卸」と記載すること。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

兵庫県知事様  
県民局長様

兼務しようとする営業所の営業者  
住 所

氏 名

電話 ( ) ー  
電子メール

このたび、弊社が雇用する下記の管理者が兼務許可を申請いたしますが、兼務しようとする営業所においては、日本製薬団体連合会策定の「管理薬剤師及びその兼務に関する業務管理要項((サンプル卸用)・(体外診断用医薬品卸用))」に従った管理体制が確立しております。

また、当該営業所の管理に支障が生じた場合には、他の管理者を設置するなど速やかに改善いたしますことを誓約します。

記

管理者の兼務の許可を申請する者

住 所

氏 名 (薬剤師・その他)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

兵庫県知事様  
県民局長様

兼務しようとする営業所の営業者  
住 所

氏 名

電話 ( ) ー  
電子メール

弊社が雇用する下記の管理者が兼務許可を申請いたしますが、兼務しようとする営業所においては、分割販売を行わず、かつ麻薬、覚せい剤原料及び向精神薬を取り扱わないとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第25条第3号にある「その他厚生労働省令で定める者」に販売を行いません。

また、別途策定の「管理者及びその兼務に関する業務管理要項(その他卸用)」に従った管理体制が確立しております。

今後、分割販売を行う場合、前記医薬品を取り扱う場合、或いは当該営業所の管理に支障が生じた場合には、専任の管理者を設置するなど速やかに改善いたしますことを誓約します。

記

管理者の兼務の許可を申請する者

住 所

氏 名

(薬剤師・その他)

兵庫県指令 第 号

氏 名

令和 年 月 日 付けで申請のあった卸売販売業の管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 35 条第 4 項ただし書きの規定により、申請のとおり許可します。

令和 年 月 日

兵庫県知事

県民局長

## <指令書の教示例>

### 教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く)。

#### 2 取消訴訟について

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く)。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く)。

## 卸売販売業管理者兼務廃止届書

許可指令番号	
許可年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考	

上記により卸売販売業管理者兼務の廃止の届出をします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話 ( ) —  
電子メール

兵庫県知事様  
県民局長様

# 高度管理医療機器等販売業・貸与業における管理者の兼務許可取扱要領

## 第1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第39条の2第2項の規定による高度管理医療機器等販売業・貸与業（以下、「高度管理医療機器等販売業等」という。）における管理者の兼務の許可（以下、「兼務の許可」という。）の要件等を定め、その取扱いを適正に行うこととする。

## 第2 許可の要件

兼務の許可は、平成27年4月10日付け薬食機参発第0410第1号厚生労働省大臣官房参事官通知に基づいて、次に掲げる者に対してのみ与えることができる。

なお、兼務許可の相談等があった場合には、その都度薬務課と協議すること。

- 1 医療機器の特性等からその営業所において医療機器を取り扱うことが品質管理上好ましくない場合や医療機器が大型である等によりその営業所で医療機器を取り扱うことが困難な場合等において、その営業所専用の倉庫である別の営業所を同一事業者が設置している場合であり、かつ、その営業所において実地に管理できる場合。
- 2 医療機器のサンプルのみを掲示し（サンプルによる試用を行う場合は除く。）、その営業所において販売、貸与及び授与を行わない営業所である場合であり、かつ、その営業所において実地に管理できる場合。

## 第3 許可申請の方法

- 1 申請書の様式  
様式1によること。
- 2 申請書の提出先

健康福祉事務所管内の高度管理医療機器等販売業・貸与業の管理者を兼務しようとする場合は、当該営業所を所管する健康福祉事務所（ただし、芦屋、宝塚、伊丹、加古川、加東、中播磨、龍野、赤穂、豊岡、朝来、丹波及び洲本健康福祉事務所に限る。以下同じ。）に提出すること。

なお、兼務しようとする営業所が健康福祉事務所管内に複数所在する場合は、営業所ごとに申請するのではなく、いずれかの営業所を所管する健康福祉事務所に申請すること。

また、兼務許可をした健康福祉事務所は、兼務する他の営業所を所管する健康福祉事務所にその旨、情報提供すること。

- 3 申請書の提出部数  
正副2部提出。
- 4 手数料  
なし
- 5 誓約書

兼務しようとする営業所の営業者からの誓約書（様式2）を申請書に添付するよう指導すること（1部提出）。

#### 第4 許可指令書の交付

県民局長は、兼務の許可をしたときは、申請者に対して様式3の許可指令書を交付する。

なお、許可指令書には、申請書の副本を付けて割印等を行うこと。

#### 第5 兼務許可申請時の留意事項

1 既許可営業所の管理者が、健康福祉事務所管内で新たに許可を受ける営業所の管理者を兼務する場合は、販売業等の許可申請と同時に管理者に兼務の許可申請を行うよう営業者に指導すること。

2 健康福祉事務所管内の既許可営業所において管理者を兼務する場合は、あらかじめ、管理者が兼務の許可を受けた後、管理者を変更した営業所について、施行規則第174条に基づき管理者変更の届出を行うよう営業者に指導すること。

なお、管理者変更の届出に際しては、兼務の許可指令書の写しを添付するよう指導すること。

3 健康福祉事務所管内の営業所の管理者が、保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）又は県外にある営業所の管理者を兼務する場合は、県民局長による兼務の許可のほかに、当該営業所を所管する保健所設置市等の運用に基づいた兼務の許可が必要となるので、当該保健所設置市等における兼務の許可の取扱いについて確認の上、兼務の許可を取得するよう指導すること。

#### 第6 許可内容の変更

1 兼務の許可内容のうち次に掲げる場合は、新たに許可申請が必要となる。

(1) 兼務の許可を受ける営業所を追加する場合（追加する営業所が、県の所管外の場合も含む。）

(2) 兼務の許可を受けた営業所が許可を取り直した場合

2 兼務の許可内容のうち次に掲げる場合は、兼務の許可の手続きは不要である。

(1) 兼務の許可を受けた営業所の名称又は住居表示による所在地の変更の場合

(2) 兼務の許可を受けた営業者の氏名又は住所の変更の場合

(3) 兼務の許可を受けた営業所管理者の氏名又は住所の変更の場合

(4) 兼務の許可を受けた営業所が減る場合

#### 第7 営業所の管理者の兼務の廃止届

次に掲げる場合には、兼務の許可を受けた営業所の管理者から、兼務の許可指令書を交付した健康福祉事務所に、速やかに廃止届書（様式4）を提出するよう指導すること（1部提出）。

なお、届書には兼務の許可指令書の添付が必要である。

- (1) 兼務をやめた場合
- (2) 新しい兼務の許可を受けた場合
- (3) 兼務の許可の要件を満たさなくなった場合

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

## 高度管理医療機器等販売業・貸与業管理者兼務許可申請書

兼務する管理者と	氏名			
	住所			
	管理者の資格	<input type="checkbox"/> 規則第 162 条第 1 項第 1 号 (高度講習会) <input type="checkbox"/> 規則第 162 条第 2 項第 1 号 (コンタクト講習会) <input type="checkbox"/> 規則第 162 条第 3 項第 1 号 (プログラム講習会) <input type="checkbox"/> 医師・歯科医師・薬剤師・薬種商 <input type="checkbox"/> 第 1 種・第 2 種医療機器製造販売業総括製造販売責任者 <input type="checkbox"/> 医療機器製造業責任技術者 <input type="checkbox"/> 医療機器修理業責任技術者 <input type="checkbox"/> 販売管理責任者講習修了者		
兼務しようとする営業所の営業者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
兼務しようとする営業所	営業所の名称	営業所の所在地	区分※	許可番号
備考				

上記により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条の 2 第 2 項で規定する許可を申請します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話 ( ) —

電子メール

※区分欄には、「品質管理」、「大型」、「サンプル」、「その他」と記載すること。

なお、「その他」の場合には、備考欄に理由を記載すること。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

県民局長 様

兼務しようとする営業所の営業者

住 所

氏 名

電話 ( ) —

電子メール

このたび、弊社が雇用する下記の管理者が兼務許可を申請いたしますが、兼務しようとする営業所において、管理に支障が生じた場合には、他の管理者を設置するなど速やかに改善することを誓約します。

記

管理者の兼務の許可を申請する者

住 所

氏 名

兵庫県指令 第 号

氏 名

令和 年 月 日 付けで申請のあった高度管理医療機器等 販売業  
貸与業

の管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条の 2 第 2 項ただし書きの規定により、申請のとおり許可します。

令和 年 月 日

県民局長

## 様式3の裏面

### 教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く)。

#### 2 取消訴訟について

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く)。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く)。

様式4

高度管理医療機器等販売業・貸与業管理者兼務廃止届書

許可指令番号	
許可年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考	

上記により高度管理医療機器等販売業・貸与業管理者兼務の廃止の届出をします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名

電話 (　　) 　　—

電子メール

県民局長 様